



新 富 町

都市計画マスタープラン

都市計画の基本的な方針

令和 2 年 1 月

宮崎県 新富町



はじめに

都市計画マスタープランとは・・・

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法改正により制度化された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2)のことで、行政と町民が協働して進めるまちづくりのガイドプランである。これは、町民に対して、まちづくりを進めていく上での本町の基本的な方向を示すものである。

本町では、平成15年度に都市計画マスタープランを策定し、平成22年度に見直しを行い、各種施策を進めてきた。

見直しから8年が経過し、その間に本計画の上位計画である「宮崎県都市計画区域マスタープラン」の見直しや、「第5次新富町長期総合計画」が策定されたこと、社会・経済情勢の変化や都市計画に関する制度面の改正が行われたこと等の変化を受けて見直しを行うものである。

近年の「都市づくり」をとりまく環境(社会経済情勢)

近年、全国的に都市を取り巻く状況は変化している。

本マスタープランにおいても、以下のような「都市づくり」を取り巻く環境の変化を踏まえ、町民に対して、新富町のまちづくりを進めていく上での本町の基本的な方向を示すものである。

人口減少・少子高齢化

我が国の総人口は、戦後増加を続けていたが、2008年の1億2,808万人をピークに減少へと転じている。出生数も減少傾向にあり、2017年には過去最低の94万人となっている。高齢化率は上昇し続け2017年には27.7%と過去最高となっている。このような現状を受けて、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図るなど速やかな対応が求められている。

自然災害

近年では東日本大震災や熊本地震等の未曾有の大災害をはじめとして、豪雨や台風等、多くの自然災害に見舞われており、住民の安全・安心が脅かされつつある。災害時に避難や救助が阻まれることを防ぐために、安全な住宅市街地の形成を図り、住民の避難場所や防災拠点となる防災公園等の整備や、アクセスを確保するための広域防災ネットワークの構築が求められている。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少と少子高齢化が進むなか、誰もが安心、快適に生活できるまちを実現するため、「住まい」や「日常生活に必要な施設(医療施設、商業施設、金融施設、公共施設等)」がまとまって立地し、バスなどの公共交通によりこれらの施設に行くことができるコンパクト・プラス・ネットワークの考えでまちづくりを進めることが求められている。

地方創生

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す。

人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保し、「活力ある日本社会」を維持するため、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標に向けた政策を推進する。

地域の特色ある景観づくりへの取組の活発化

宮崎県では、宮崎県景観形成基本方針(平成19年4月)が定められており、県内で地域ごとの特色ある景観資源や自然景観を活かし、景観形成に関する基本的考え方や方向性を明らかにし、住民と行政が協働して景観を糸口とした持続的かつ活力ある宮崎県を創造することが求められている。

なお、本町においては平成31年3月に「新富町景観計画」の策定を行っている。

新富町都市計画マスタープラン 目次

はじめに	01
第1章 都市づくりの基本的課題	05
1-1 都市機能	06
1. 商業業務機能	06
2. 工業機能	07
3. 住居機能	08
4. 交通機能	09
5. アメニティ機能(快適性)	09
1-2 土地利用	10
1. 中心市街地の土地の有効・高度利用	11
2. 既成市街地の土地利用の純化	11
3. 用途地域外の土地利用誘導	13
4. 土地利用規制の詳細化	13
1-3 市街地整備	13
1. 市街地開発事業の推進	13
2. 鉄道による市街地分断への対応	14
1-4 住宅宅地供給	14
1-5 都市施設整備	15
1. 道路	15
2. 公園・緑地	16
3. 下水道	17
4. 河川	17
5. 鉄道	17
1-6 都市づくりの課題のまとめ	18
第2章 都市づくりの理念と目標	21
2-1 都市づくりの理念	22
2-2 都市づくりの目標の設定	23
1. テーマの展開	23
2. 都市づくりの施策目標	24
2-3 各種指標の将来見直し	26
1. 人口等の見直し	26
2. 土地利用フレーム	27

第3章 将来の都市構造	29
3-1 将来の交通軸の設定	30
3-2 都市空間形成	31
<hr/>	
第4章 都市整備の方針	39
4-1 土地利用の方針	40
1. 基本方針	40
2. 市街地規模の設定	40
3. 土地利用の区分と配置方針	41
4-2 施設整備の方針	46
1. 交通施設整備方針	46
2. 公園緑地整備方針	51
3. 河川・下水道整備の方針	53
4. その他の施設計画	53
4-3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針	54
1. 自然環境の保全・活用の方針	54
2. 都市環境形成の方針	56
4-4 景観計画	57
1. 景観形成の意義	57
2. 景観計画の区域	57
3. 良好な景観の形成に関する方針	58
4-5 市街地整備の方針	60
1. 市街地整備の基本方針	60
2. 中心市街地の整備方針	60
3. その他市街地の方針	60
4-6 都市防災の方針	61
1. 整備方針	61
4-7 まちづくり構想	64
<hr/>	
参考資料	65
用語解説	66
参考図書	71

(次ページへ)

第 1 章

都市づくりの基本的課題

都市づくりの基本的課題

1-1 都市機能

本町では、平成 23 年 6 月第 5 次新富町長期総合計画の中で、『キラリと輝く元気な新富町』を目指し、町づくりの主要プロジェクトとして、「暮らし・環境」、「健康・福祉」、「教育・文化・人づくり」、「産業・経済」を設定している。

また、第四次西都児湯広域市町村圏計画において、「宮崎日南海岸リゾート構想との連携を図りつつ、健康・保養型のリゾート地づくりを推進すること」と広域的役割を設定している。

このような本町の将来あるべき姿をめざしたまちづくりを進めていくためには、限られた町域の中に都市機能を適正に配置していくことが必要である。

以下では、都市における問題点を踏まえ、都市機能を商業業務機能・工業機能・住居機能・交通機能・アメニティ機能に分けて、今後取り組むべき都市づくりの課題を整理する。

1. 商業業務機能

本町の商業業務機能は、土地区画整理地区内に立地していた商店が商店街近代化事業の導入により新しい商店街（るびーモール虹ヶ丘商店街）として形成された。また、沿道利用型の商業施設が国道 10 号沿線に形成されつつあるほか、新富町役場周辺に業務機能が形成されつつある。

近年の宮崎県における購買力の移動は、車社会の発達により郊外型の大規模店舗や都市中心部の商店街へ流出している。本町においても、近隣市町へ購買力の流出が起きている。

このため、中心商業地の基盤整備を促進し車社会に対応した商業魅力の向上を図るなど、定住人口の増加を図る必要がある。

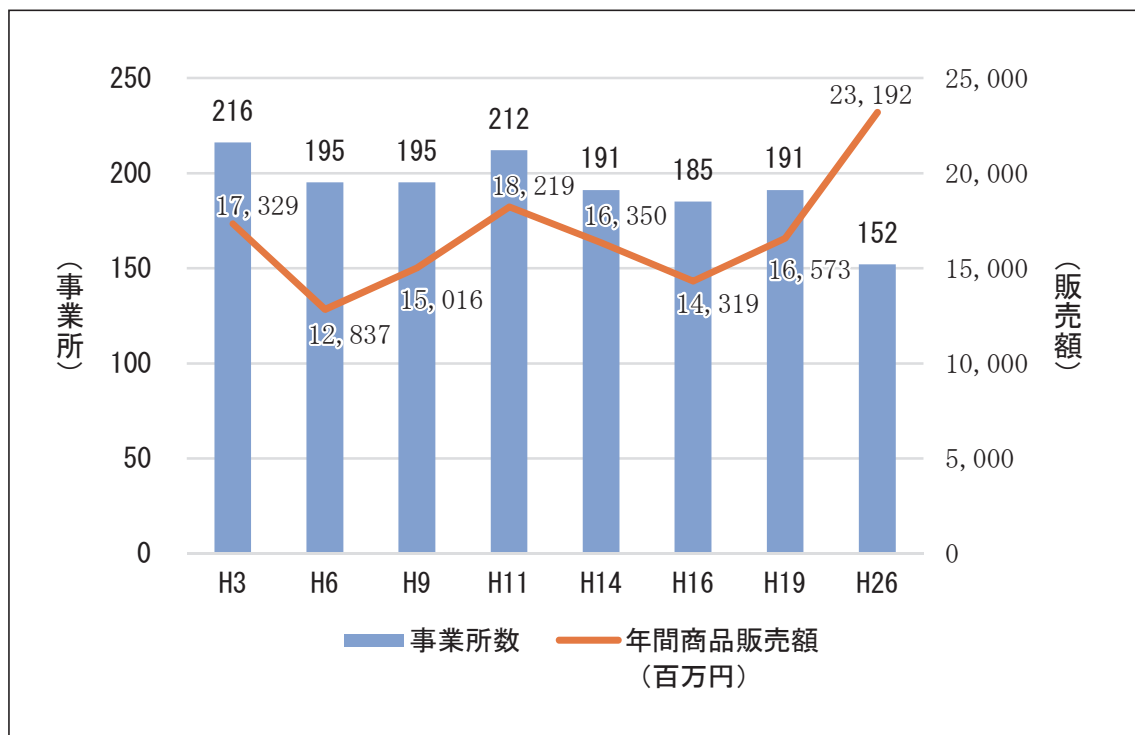


図 1-1 商業事業者数・商品販売額

資料：各年商業統計

2. 工業機能

現在指定されている工業地域は、航空自衛隊の第二種騒音区域に該当しており、移転補償による工場の移転・流出が進んでいることから、用途地域内の準工業地域の未利用地などを中心に町内に適正に誘導することにより、町内からの企業の流出を防ぎ、雇用を確保し、まちの活力低下を防止する必要がある。

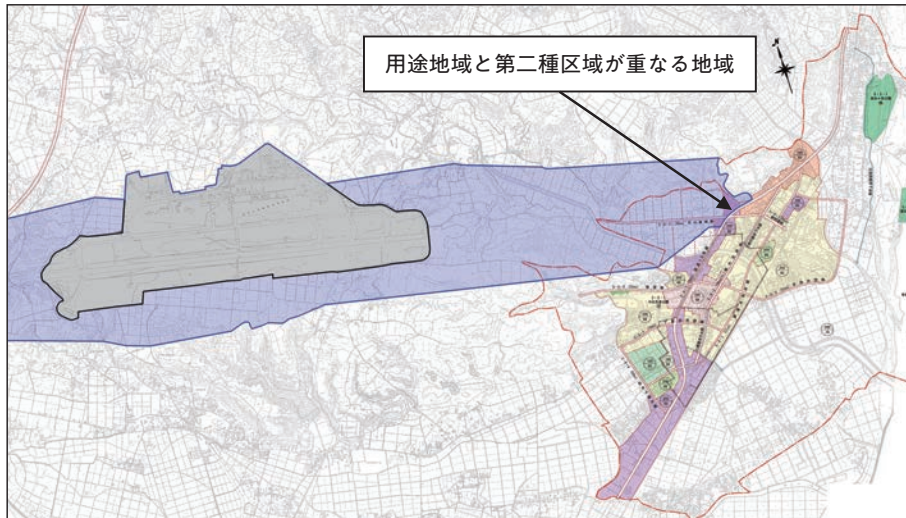


図 1-2 用途地域と航空自衛隊第二種騒音区域



図 1-3 第二種騒音区域より移転した工場

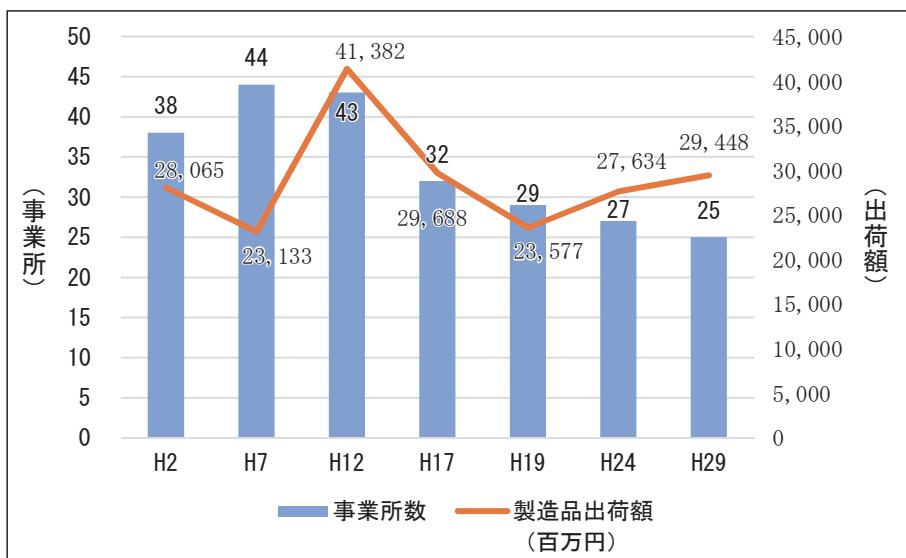


図 1-4 工業事業所数・製造品出荷額

資料：各年工業統計

3. 住居機能

本町の人口は、宮崎県の人口が緩やかに減少しているのに対し、平成7年から平成12年の間に1.05倍の伸び率となっているが、平成12年をピークに微減傾向にある。

また、高齢化率は、増加傾向にあり、平成2年から平成27年の間で2.07倍となっており、県全体を上回る状況である。

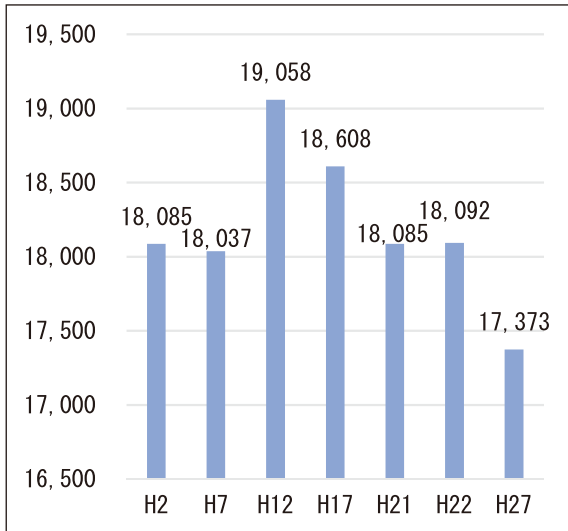


図 1-5 新富町の人口の推移

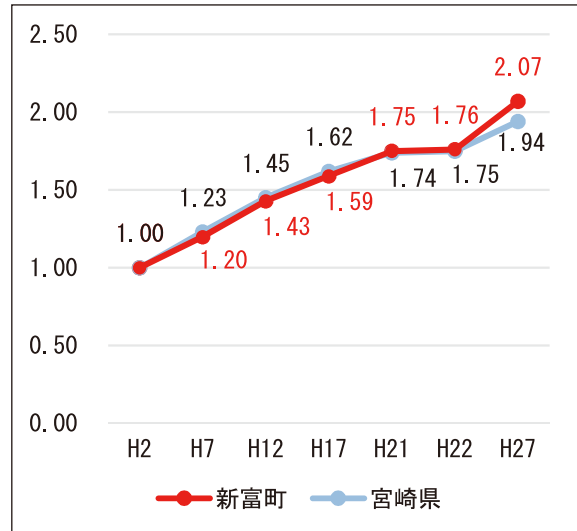


図 1-6 新富町の高齢化の伸び率

出典：国勢調査

通勤・通学の動きをみると、多くは宮崎市に通勤・通学しているが、町内に通勤する人も多い。

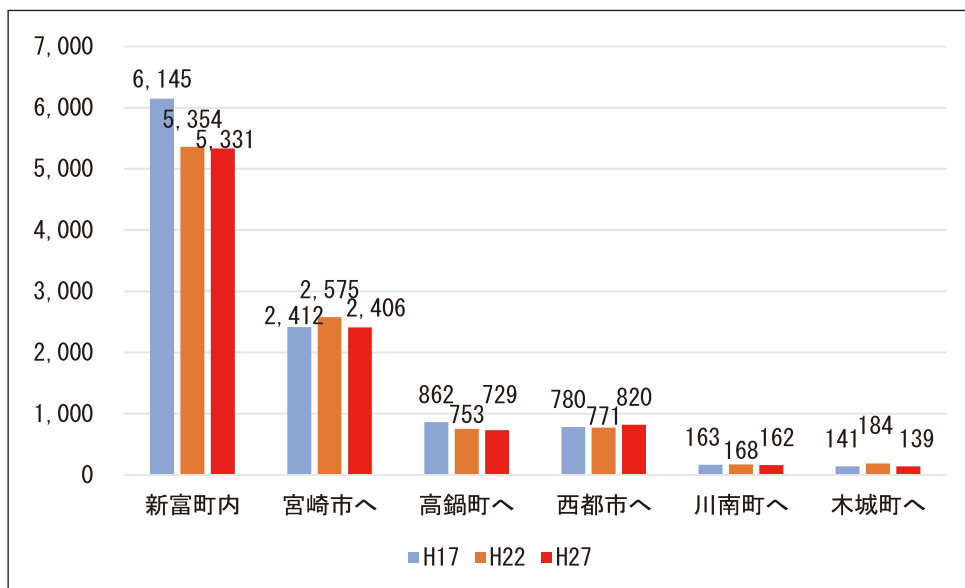


図 1-7 通勤・通学の状況(流出)

資料：国勢調査

本町の居住地区は、本町の中心部で都市計画区域を中心とする富田地区、都市計画区域外である新田・上新田地区の3地区に分散している。このうち富田地区は国道10号とJR日豊本線に囲まれた中心市街地と農地の中に点在する集落地区に分かれている。

中心市街地については、土地区画整理事業(上富田南地区 S56～H16、上富田北地区 S59～H21)により67haが整備され、居住環境が整っている。今後は、市街地の促進と合わせ、緑化や景観形成等により、整備された居住環境の魅力向上を図っていく必要がある。

また、土地区画整理事業区域外は生活道路・公園等の都市基盤が未整備であるほか、公営住宅は建て替え時期が来ており、人に優しい住環境を目的とした整備が必要である。

4. 交通機能

本町の道路網は、南北軸である国道 10 号を中心として、その他に数本の都市計画道路を基本に構成されている。このうち国道 10 号は概ね 4 車線化に整備されており、交通渋滞の緩和、交通安全の確保がなされている。

また、都市計画道路も土地区画整理事業地区内を除き未整備区間はありますが、東九州自動車道の整備が行われたことから、地域間交流社会を展望した総合交通体系の整備が必要であり、これに伴う都市計画道路網の再検討が必要である。



図 1-8 国道 10 号(新富バイパス)の整備状況

出典：宮崎河川国道事務所

5. アメニティ機能(快適性)

本町は、一ツ瀬川における河川景観や富田浜など人と自然がふれあう環境に恵まれている。また、緑化の促進や、文化公園を核とした町民の文化活動への参加の促進、町民の自主的な環境美化運動の支援を行ってきた。

魅力ある都市形成に向けて、緑と水のネットワークの形成とともに、公園や親水空間の配置や都市内未利用地の活用を考慮した公園・レクリエーション施設の配置・充実を進め、身近に憩いの空間のある豊かな生活環境づくりを進める必要がある。

また、活気あふれにぎわいのある商業空間の創出などにより、魅力あふれるアメニティ都市づくりを進める必要がある。

1-2 土地利用

本町の用途区域内の土地利用状況をみると、大部分を住宅用地が占めており、その中に公共公益等施設用地や商業用地が点在しているが、農地や空地も多く分布している。

また、用途地域外の土地利用状況をみると、大部分を山林や農地が占めており、その中に住宅用地が点在して集落を形成している。

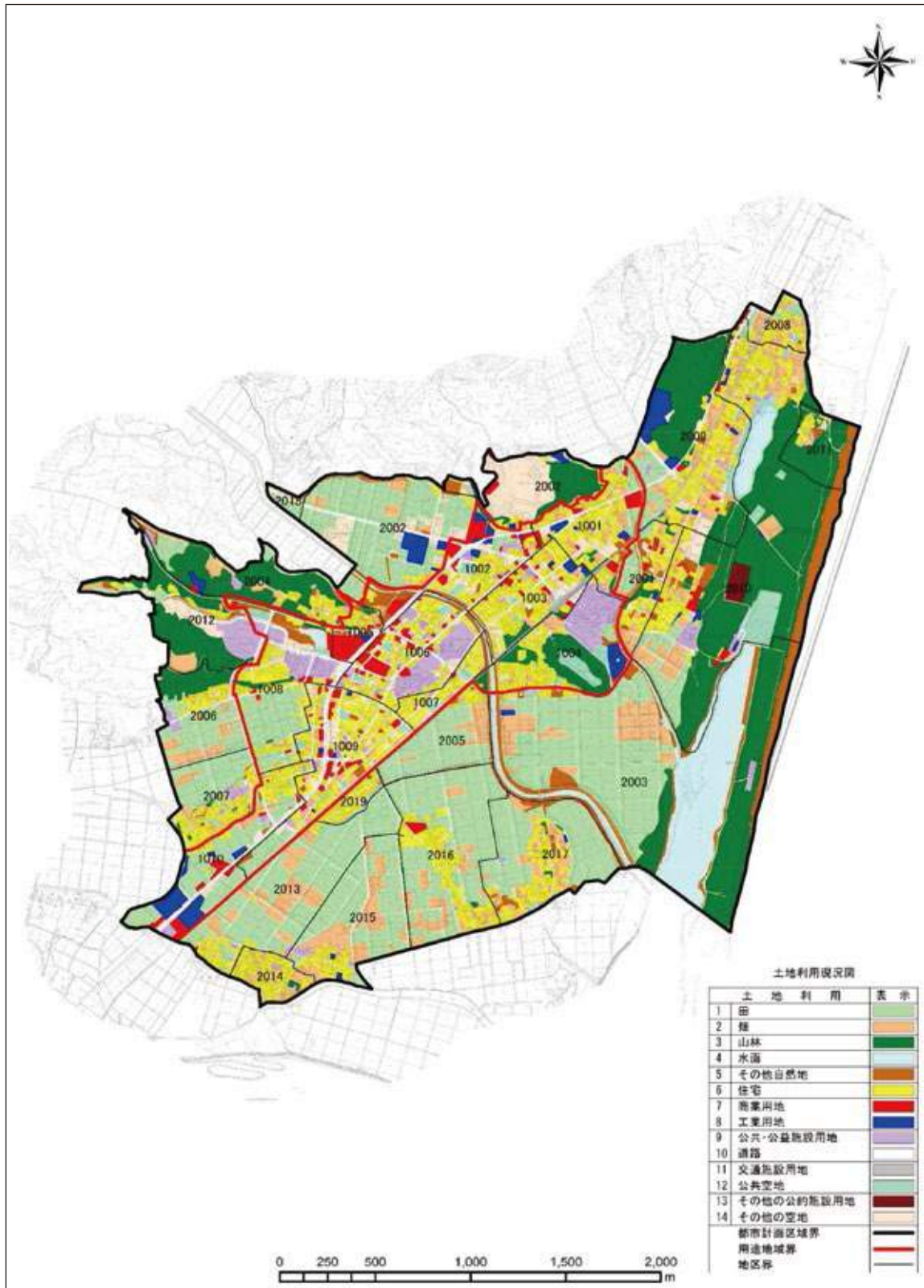
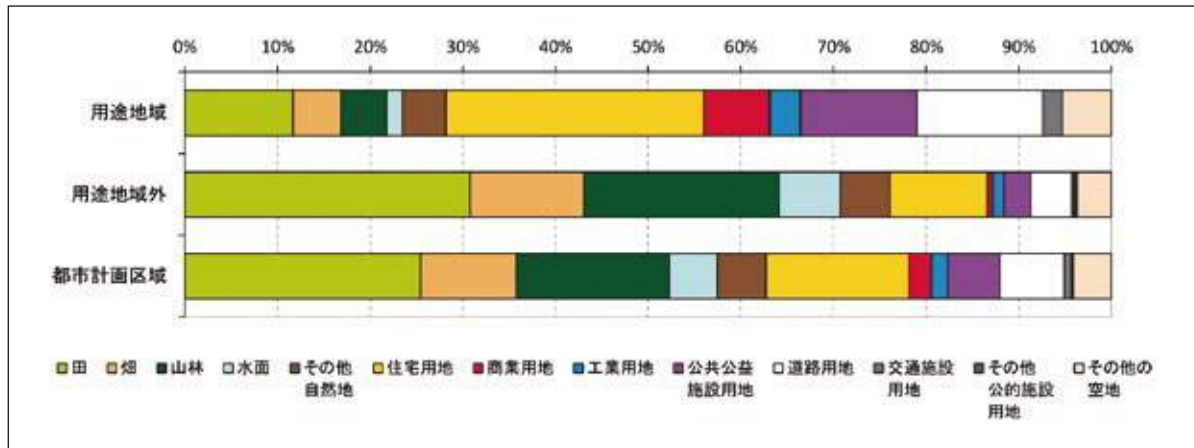


図 1-9 土地利用状況

出典：H29 都市計画基礎調査

下のグラフは、都市計画区域における土地利用面積の構成を表している。

なお、用途地域外のグラフをみると、田、畑、山林等で6割以上を占めており、自然環境が豊かであることが伺える。



	田	畑	山林	水面	其他 自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	公共公益 施設用地	道路用地	交通施設 用地	其他 公的施設 用地	其他の 空地
用途地域	24.2	10.8	10.1	3.5	9.8	57.7	14.6	6.8	26.0	28.1	4.3	0.0	11.0
	11.7	5.2	4.9	1.7	4.7	27.9	7.1	3.3	12.6	13.6	2.1	0.0	5.3
用途地域外	163.0	65.3	111.6	35.0	28.8	55.4	3.2	6.4	15.5	23.1	1.6	1.6	19.4
	30.8	12.3	21.1	6.6	5.4	10.5	0.6	1.2	2.9	4.4	0.3	0.3	3.7
都市計画区域	187.3	76.1	121.7	38.5	38.6	113.2	17.8	13.2	41.5	51.2	5.9	1.6	30.4

図 1-10 土地利用面積の構成

出典：H29 都市計画基礎調査

1. 中心市街地の土地の有効・高度利用

土地区画整理事業の施行区域以外は、農地及び未利用地が残っていたり、商業地として位置付けた区域内も住宅等が混在している現状であるため、市街化の促進の過程において、住・商・工それぞれの機能強化を適正に誘導し、メリハリと魅力ある中心市街地の形成を目指す必要がある。

2. 既成市街地の土地利用の純化

土地区画整理事業区域以外の既成市街地や国道10号沿線では道路等の都市基盤の不足から、市街化が進んでいない状況である。

また、部分的には工場系と住宅等の混在や無秩序な建築も見られるため、利用可能な土地形成を行い、国道10号沿線への工業系の集約・再配置や住居系の土地利用との分離による適正な土地利用の純化を行う必要がある。

また、将来的には工場立地の用地を確保するため、用途地域外や都市計画区域外への工業用地を新たに設定することも検討する必要がある。

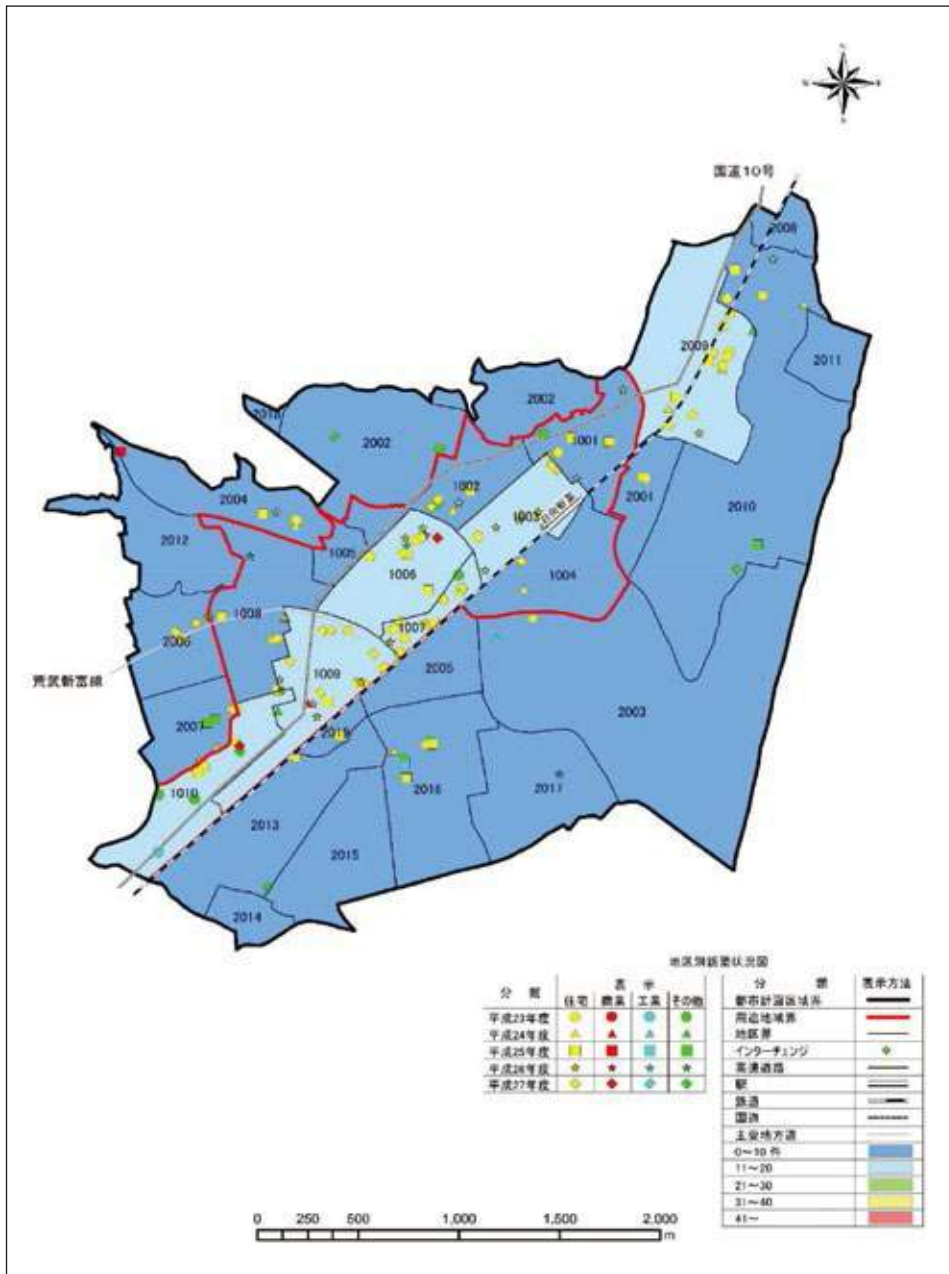


図 1-11 近年の新築建物の分布

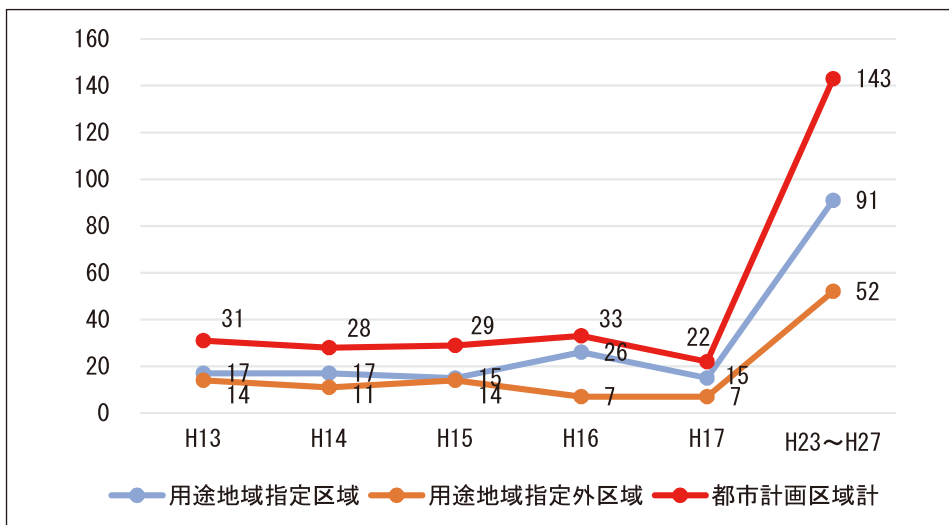


図 1-12 近年の新築物件数の推移

※平成25年6月に公表された都市計画基礎調査実施要領より調査項目が変更となったため、平成23年から平成27年の新築物件数は合計して計上している。

出典：H29 都市計画基礎調査

3. 用途地域外の土地利用誘導

鉄道より東の区域については、農地の中に農家住宅を中心とした集落が点在している。これらの地区では道路が未整備であるなど、都市施設が不足している。

また、これら集落地区周辺では、新規開発を中心とした宅地化が進展している。

これらの宅地化の進展により、水田を中心とする営農環境の悪化が懸念され、農地と住宅地の分離など農住混在地区における営農環境の保全が必要となる。従って適正な土地利用誘導が必要となっている。

4. 土地利用規制の詳細化

近年の自動車社会の進展やこれに伴う商業地形態の変化により、国道10号沿道地区については、適正な土地利用の誘導・規制が必要となっている。

また、国道10号沿道地区については、利便性を求める企業においては魅力ある場所となると考えられる。

このため、沿道利用型の商業集積の誘導や、工場移転、新規企業立地等と沿道住宅地が調和できるよう、適正な土地利用規制が必要である。

1-3 市街地整備

1. 市街地開発事業の推進

(1) 中心市街地の都市整備の推進

中心市街地は、平成16年度に上富田南地区、平成21年度に上富田北地区の土地区画整理事業を完了した。しかしその区域外においては、車社会に対応した都市整備の立ち遅れによる商業力の低下や、交通環境・居住環境の悪化等の問題が生じることが懸念される。

このため、未整備区域については、住環境に配慮した都市整備の推進を図る必要がある。

(2) 開発行為の適正な誘導

本町の都市計画区域内での開発行為は、比較的低調であるが、都市計画区域外においては開発行為などによる住宅地開発が行われている。これらに対しては適正な行政指導を行う必要がある。

(3) 宅地利用の促進と建築誘導

良好な居住環境を維持するため用途規制以外に一定のルールを定め、望ましくない建築物の規制及び緑の確保や誘導を行う、地区計画や建築協定などの建築誘導方策の検討が必要である。

(4) 既成市街地の再生整備

本町は、計画的な市街化を推進するため、市街地中心部において土地区画整理事業が完了しており、今後は国道10号沿道地区など、未整備地区の計画的な整備を行うほか、市街地内の家屋の防災性の向上を図る必要がある。

また、住工混在化の進んだ既成市街地についても、必要に応じ都市計画事業等を活用し、既成市街地の再生を図っていく必要がある。

2. 鉄道による市街地分断への対応

本町の既成市街地は、JR日豊本線により東西に分断され、中心市街地の一体化を阻害するなど市街地整備上の課題のひとつとなっている。

そこで、都市計画道路等の整備に伴い、踏切改修などの必要性が高まるものと思われる。

1-4 住宅宅地供給

本町は宮崎市の通勤圏に位置しており、国道10号の4車線化改修後は、ベッドタウンとして良好な住宅宅地の供給が見込まれる。

このため、用途地域内農地の宅地化への対応を図るとともに、都市基盤未整備地区での土地区画整理事業の推進や、民間による優良な宅地開発の誘導が必要である。

一方、公営住宅については、「公営住宅ストック総合活用計画」や「新富町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した町営住宅の建替や廃止を推進するとともに、良好な公営住宅の確保と景観性への配慮等、住環境の質的向上に努める必要がある。

このほか都市計画区域外において、民間による宅地開発が行われており、良好な住環境への規制誘導が必要である。



図 1-13 切通宿舎



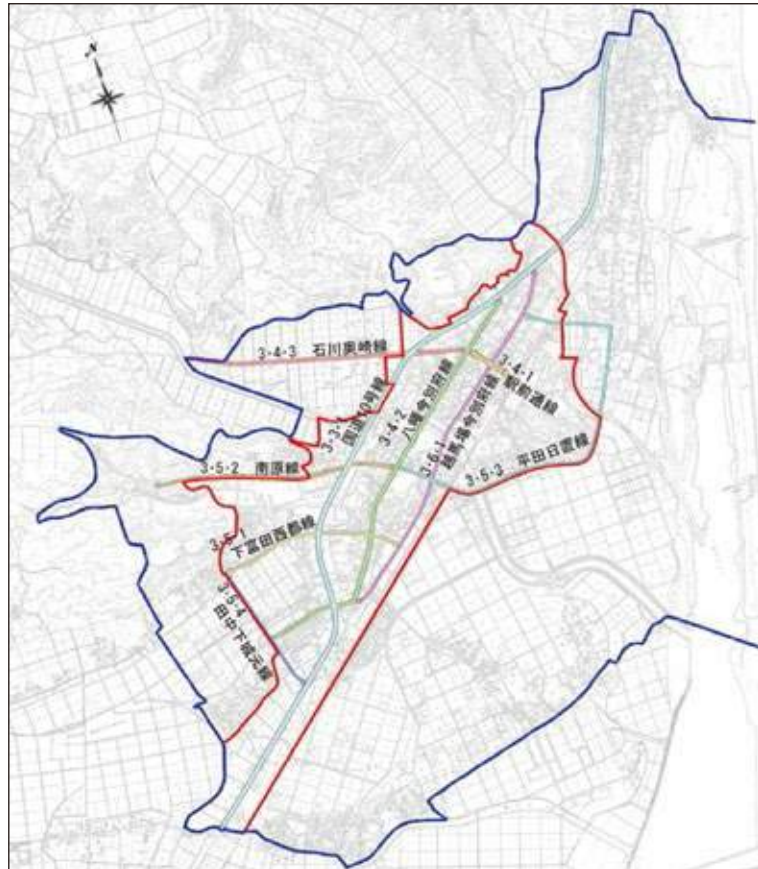
図 1-14 県営住宅天井丸団地

1-5 都市施設整備

1. 道路

本町には国道2路線、県道7路線があるが、未整備箇所が残っている。また、都市計画区域内に都市計画道路は9路線あり、平成30年3月末現在の整備率は約73%で残る27%が未整備となっている。ただし、田中下城元線については、道路幅員10mの片側歩道の状態での整備は完了しているが、幅員12mの都市計画道路としては、未整備の状態となっている。

南北軸である国道10号の全線4車線化や東九州自動車道との連携を強化する東西軸の整備の促進とともに、未整備となっている都市計画道路について必要性や需要を総合的に判断し、適正に整備を進める必要がある。



種別	路線名	全体計画			平成30年 実施済み			
		延長	幅員	道路面積	延長	幅員	道路面積	整備率
自動車道	延岡西都	5,590	24	134,160	5,590	24	134,160	
	小計	5,590		134,160	5,590		134,160	100.0
国道	国道10号	4,900	25	122,500	2,546	25	63,650	
	小計	4,900		122,500	2,546		63,650	51.9
県道	駅前線	210	20	4,200	210	20	4,200	
	八幡今別府	1,900	16	30,400	1,562	16	24,992	
	石川奥崎	1,400	16	22,400	1,400	16	22,400	
	下富田西都	860	12	10,320	419	12	5,028	
	小計	4,370		67,320	3,591		56,620	84.1
町道	八幡今別府	340	12	4,080	127	12	1,524	
	下富田西都	140	12	1,680	140	12	1,680	
	南原	1,100	12	13,200	200	12	2,400	
	平田日置	2,100	12	25,200	717	12	8,604	
	田中下城元	680	12	8,400	0	12	0	
	越馬場今別府	2,000	11	22,000	2,000	11	22,000	
	小計	6,360		74,560	3,184		36,208	48.5
	合計	21,220	-	398,540	14,911	-	290,638	72.9

図 1-15 道路網

出典：町資料

2. 公園・緑地

本町の公園・緑地の整備水準は、16.15㎡/人で比較的高い水準にあるが、このうちの大部分は富田浜公園や湖水ヶ池公園などであり、住民に身近な公園である街区公園などの住区基幹公園は少なく、都市計画決定以外の都市公園が土地区画整理事業区域内で9箇所整備されている。

今後は都市計画区域内における均等配置を考慮し、住区基幹公園の積極的な整備が必要である。

また、開発行為などによる面的整備の施行に伴い、街区公園や近隣公園の整備を積極的に推進していくことが必要である。

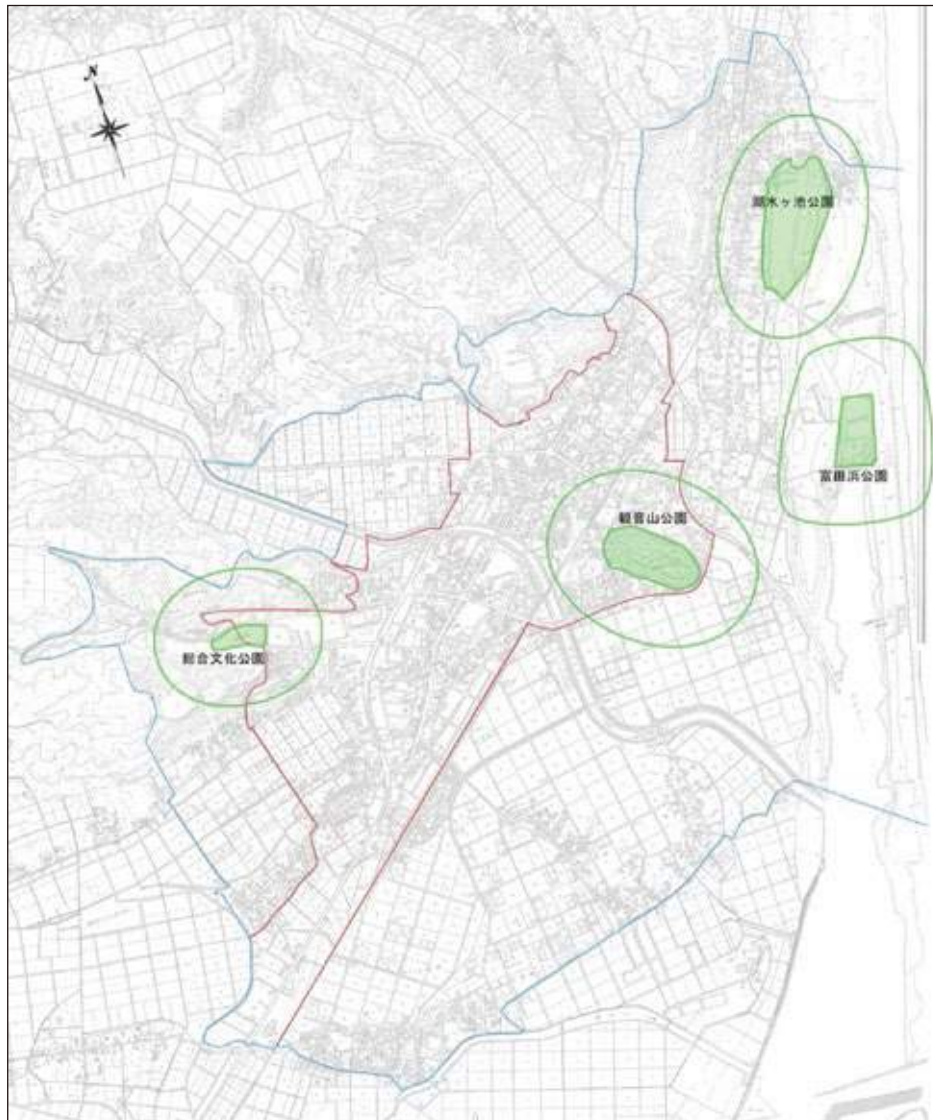


図 1-16 主な公園の徒歩圏

公園名	供用面積 (ha)
富田浜公園	4.52
湖水ヶ池公園	5.72
総合文化公園	1.31
観音山公園	2.75

出典：新富町緑の基本計画

3. 下水道

本町の污水対策としては、「生活排水処理基本計画」に基づき生活排水の処理施設を逐次整備しているところであり、汚物処理場として新富し尿処理施設「潮香苑」が平成20年3月に完成している。また、雨水対策としては、都市下水路が3地区153haが整備済である。

4. 河川

本町の河川は、2級河川が6河川あり、このうち鬼付女川・日置川の市街地内については河川改修が終了している。

今後は住宅地の開発、農地の基盤整備等に伴い河川に集中する流量は増加傾向にあるため、未改修部分を中心として順次改修する必要がある。



図 1-17 改修された市街地の鬼付女川



図 1-18 改修を進めている一ツ瀬川

5. 鉄道

鉄道はJR日豊本線の1線のみであり、町内の駅はJR日向新富駅の1駅のみである。利用者の利便性の向上を考慮し、自動改札機の導入を検討する必要がある。

また、今後は地域活性化拠点区域のサッカースタジアム建設に伴い、観客のアクセス向上を考慮し、特別急行列車が当駅に停車するよう関係機関との協議を検討する必要がある。

1-6 都市づくりの課題のまとめ

本町の都市づくりを行うにあたって、以下のような基本的課題をまとめた。

表 1-1 都市づくりの基本的課題(1/2)

項目	広域的な課題	新富町の課題	都市づくりの基本的課題
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ・広域圏の交通体系の整備 ・多様な交流基盤及び高度情報基盤の整備 ・高齢化に対する社会基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備の促進 ・中小企業団地の整備促進 ・社会福祉活動拠点の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の土地の有効、高度利用 ・用途地域外の土地の利用誘導 ・用途地域の見直し
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした観光レクリエーションの活性化 ・農業を中心とした活力ある複合産業地域の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の土地の有効、高度利用 ・既成市街地の土地利用の純化 ・用途地域外の土地利用誘導 ・用途地域の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の都市整備促進 ・中心商業地の活性化 ・都市計画道路の見直し
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ・都市的な魅力を持った環境の整備 ・快適な生活空間づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の基盤整備の促進 ・宅地利用の促進と適正な誘導 ・既成市街地の再整備 	
住宅宅地供給	<ul style="list-style-type: none"> ・定住環境基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅のうち老朽化、狭小住宅の建替え促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅建替事業による整備促進 ・公営住宅等長期寿命化による整備促進

表 1-1 都市づくりの基本的課題(2/2)

項目	広域的な課題	新富町の課題	都市づくりの基本的課題
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号4車線化の未改良区間の計画的な改良促進 ・新富スマートインターチェンジ(仮称)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道10号の改良事業の推進 ・県道ならびに町道の未改良区間の整備 ・都市計画道路の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道、都市計画道路、町道の整備促進 ・道路と鉄道の立体化
公園緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と親しめる環境の整備 ・公園緑地の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地への住区基幹公園の適正配置 ・公園、緑地や史跡等とのネットワーク化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、緑地の整備と適正配置の促進
下水	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水処理施設の整備
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・一ツ瀬川水系の河川浄化対策、運動の推進 ・河川敷に親水公園、多目的広場、自然観察遊歩道等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の整備促進 ・生活雑排水等の流入による河川汚濁に対する水質浄化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等の整備促進
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・高速化及び複線化 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動改札機の導入 ・日向新富駅への特別急行列車の停車 	

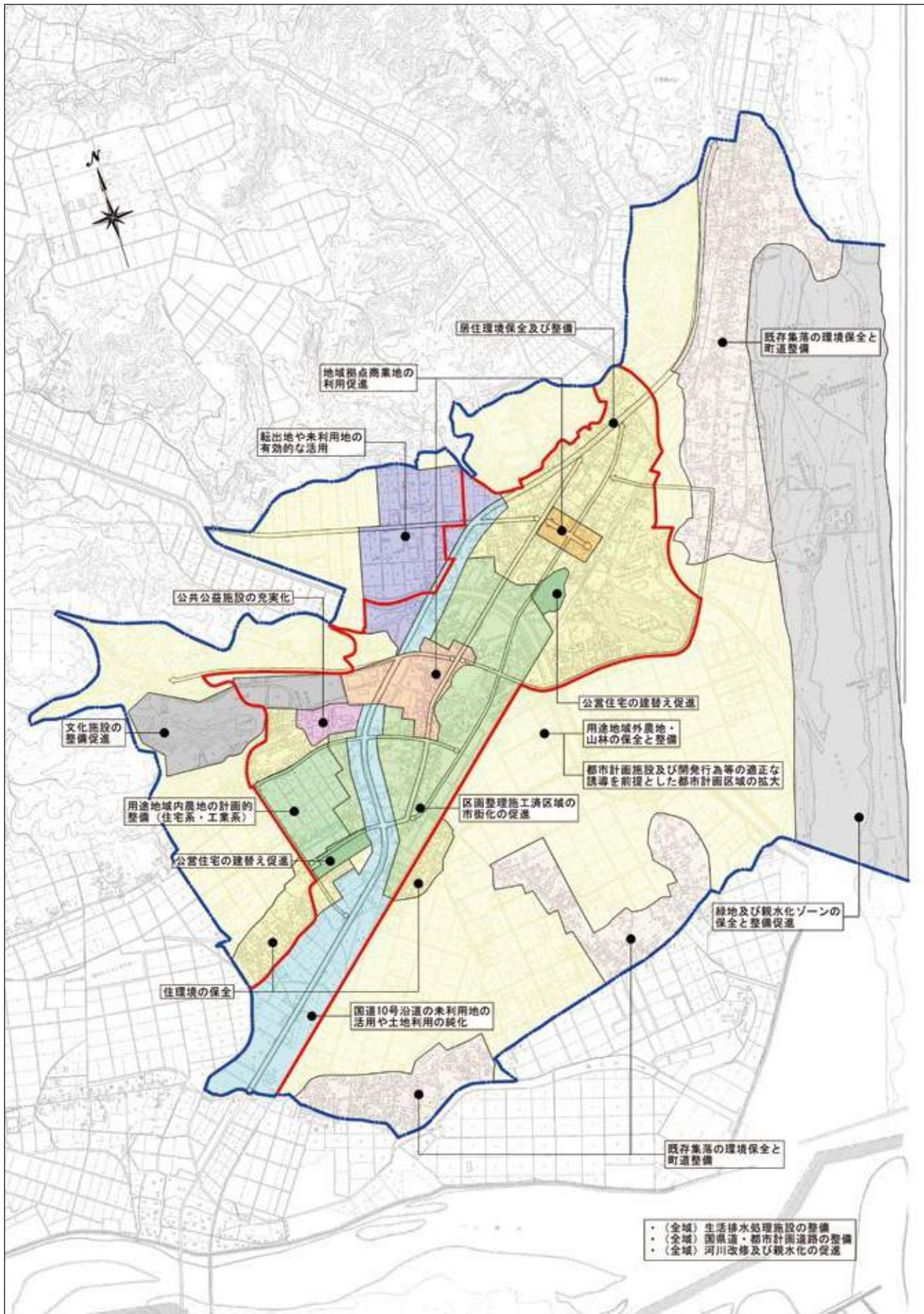


図 1-19 都市づくりの基本的課題図

第 2 章

都市づくりの理念と目標

都市づくりの理念と目標

2-1 都市づくりの理念

本町域は、江戸時代には新田村、伊倉村(旧新田村)、日置村、三納代村、上富田村、下富田村(旧富田村)の六村があり、佐土原藩領と高鍋藩領の二藩に属していたが、明治4年7月14日の廃藩置県によって、佐土原県、高鍋県の治下となり、同年11月14日に美々津県その後明治6年1月15日に都城県と美々津県が廃止され宮崎県となり、その後、一時鹿児島県に宮崎県が併合されたものの、明治16年5月9日には宮崎県が再置され、昭和34年に富田村と新田村が合併し現在の新富町になった。

今後の都市づくりに向けては、東九州自動車道の整備を踏まえ、総合交通体系の整備を図り東西軸・南北軸の交通結接機能を強化するとともに、宮崎広域圏や西都児湯広域市町村圏における機能としての工業機能、商業業務機能、農業生産機能、より質の高い居住機能を担う必要がある。

しかしながら、都市づくりの課題でみてきたように、本町の中心市街地は土地区画整理事業等により都市基盤整備が完了しているが、その他の地区では、住工の混在化、周辺既存市街地の基盤未整備などの問題を抱えており、この解消が今後の大きな課題となっている。

このため、広域的な課題を受けるとともに、これまで運用してきた都市計画マスタープランの理念を踏襲し、今日までの歴史や貴重な文化の保存・継承と、21世紀型の社会に対応したまちづくりを理念とする。

このため、都市づくりのテーマとしては、ハードな都市づくりの中にも、地球環境の保全と個性の創造をめざし、「ゆたかさの実感」をテーマにまちづくりを推進することとする。

都市づくりの理念

「ゆたかさの実感」

21世紀型の社会に対応したまちづくり

生活・活動

・人にやさしい ・社会にやさしい ・地球にやさしい



それぞれに対応したまちづくり

2-2 都市づくりの目標の設定

都市づくりの理念を基本的な指針として、都市づくりの課題を解消していくための施策目標を設定する。

1. テーマの展開

平成 19 年度の都市計画見直しにあたってのアンケート調査の結果によると、新富町をイメージするものとして、農産物・新田原基地・座論梅の 3 つが回答として多く、本町のまちづくりにおいても、これらを活かす方向で整備する必要がある。

そこで、まちづくりとしては、このような街の誇りとなるものを活かすような整備、画一的なまちづくりから個性あふれるまちづくりへの転換が必要である。このような観点から計画テーマを補完する都市づくりの施策目標を以下のように設定する。



図 2-1 都市づくりの施策目標

2. 都市づくりの施策目標

(1) 自然や文化と共に、必要な生活基盤の整ったアメニティのあるまちづくり

アメニティのあるまちづくりとは、その街の立地する自然の活用、その街の歴史と伝統の活用、そして新たな創造の3つを基本に、これを複合した活用も含めてまちづくりを進めていくことである。

そこで、本町の豊かな自然である富田浜や富田浜入江などを活かしたまちづくり、歴史と伝統の中心となる文化会館を活かしたまちづくりを進めることで、総合的なまちづくりの実現を図っていく。

(2) 成熟したコンパクトシティを実現する都市基盤づくり

① 市街地の整備

中心市街地の形成や地域ごとの商業拠点の機能の充実を図るため、都市計画事業を推進し、“ゆとり”と“うるおい”のある市街地の形成を図る。

② 交通ネットワークの整備

21世紀の地域間交流社会に対応して、国県道・都市計画道路の整備を推進するとともに、JR日豊本線及び、東九州自動車道の整備を展望し、東西軸の強化を含めた総合交通体系整備の検討を進める。

(3) 産業の振興を支援し、活力ある都市生活を実現するまちづくり

① 商業の振興

本町における商業施設は、旧国道沿道や日向新富駅周辺に存在していたが、上富田地区区画整理事業(上富田南、上富田北)地区内に、平成3年より商店街近代化事業を導入し整備を進めたため、中心市街地に新商業地が形成された。今後も都市的サービス機能の充実を図り、うるおいと魅力あふれる商業地の形成をめざす。

また、その他の商業地については、国道10号沿道を沿道利用型の商業地として整備促進していくものとする。

② 工業の振興

本町における工業は、積極的な企業誘致により昭和63年ごろより急激に伸びていたが、現在の企業進出は一段落の状態である。

今後は、産業の振興を図るため適切な土地利用計画のもとで、住宅地と工業地の混在の解消、既存産業の高度化、公害のない企業等を支援するための道路網の整備を進める。

③ 農業の振興

近年は農家総数、農家人口の減少や高齢化、農産物の輸入の自由化など、農業を取り巻く環境は極めてきびしい状況にある。

このため、農地の流動化による農業経営規模の拡大、野菜や花き栽培、畜産などの団地化を促進するとともに、機械化、技術改良による生産性の向上など農業の振興を図る。

また、用途地域外の農住混在地区の営農環境の改善など農業の保全と維持・育成を図る。

(4) バリアフリーやユニバーサルデザインに取り組み、住む人に優しいまちづくり

① 住環境の整備

核家族化の進行による世帯分離や社会増による人口・世帯の流入に対応した良好な住宅地の供給を図るとともに、高齢者や障がい者などに優しい居住空間の整備を促進する。

また、老朽化した公営住宅については計画的に建て替えを進める。周辺の環境についても、快適に生活できるように生活環境の整備に努める。

② 公園・緑地の整備と緑化の推進

本町の都市計画公園の整備状況を見ると、市街地における町民1人当たりの公園面積は16.15㎡（基準は5㎡以上）と整備されているように見えるが、そのほとんどは富田浜公園や湖水ヶ池公園などである。

このため、“ゆとり”と“うるおい”のある住む人に優しいまちづくりを推進するため、身近な公園・緑地の均衡ある整備を進める。

③ 生活排水処理施設等の整備促進

生活排水処理施設は、快適環境を実現する上で必要な施設であり、「生活排水処理基本計画」に基づき事業の推進を図る。

④ 都市景観の整備

都市景観整備は、今後さらに、“ゆとり”や“うるおい”を求める社会全体の成熟化が進行すると考えられるため、富田浜や座論梅など新富をイメージするものに関連させながら都市景観づくりを推進する。

(5) 歴史や文化を大切にすまちづくり

“ゆとり”と“うるおい”のある豊かな社会や生活が求められる中で、地域の歴史や文化を大切にし、今まで以上に個性のあるまちづくりを推進する必要がある。

このため、まちづくりにあたっては、河川・池・丘陵・樹林などその街の立地する自然の活用、街の成り立ち・建造物・神社仏閣・文化財・祭・コミュニティなどの歴史や伝統への配慮、地域に適した新たな個性の創造の3つを大切にすまちづくりを町民とともに進めていくものとする。

(6) 町民協働によるまちづくり

まちづくりは、公共団体の積極的な推進方策による対応とともに、住民の主体的参加によりはじめて実現されるものである。

そのため、今後は情報公開などを行うことで、きめこまかな住民対応を行うとともに、まちづくりの必要性の普及・啓発を図り、ワークショップなどによる町民の主体的な参加により、本町の将来あるべき姿をめざした市街地の整備を推進する。

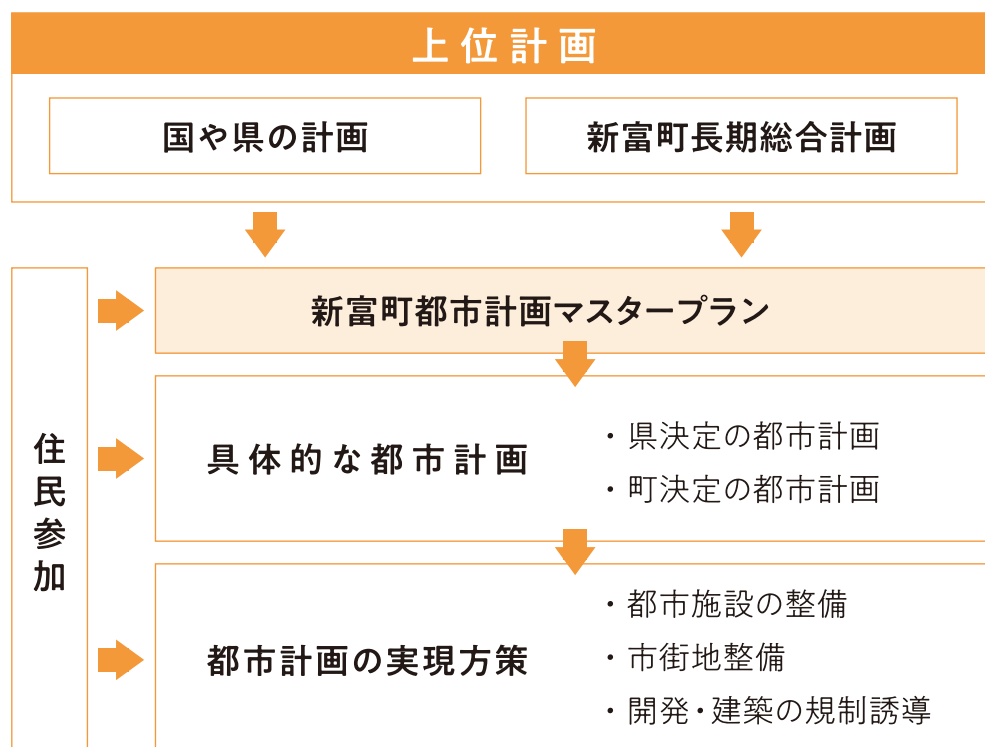


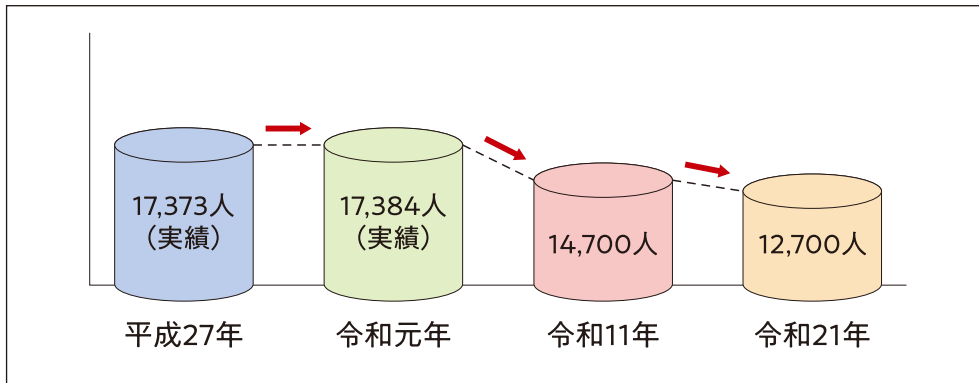
図 2-2 住民参加の推進

2-3 各種指標の将来見直し

本計画は総合計画における将来の見通しと整合しつつ都市づくりを進めていくこととし、各種指標の将来の見通しを以下のように設定する。

1. 人口等の見直し

本計画の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に公表した「日本の地域別将来推計人口」を参考に、目標年次(令和21年)の人口を12,700人とし、中間年である10年後(令和11年)の人口を14,700人と設定する。



出典：国勢調査(平成27年)、新富町住民基本台帳(令和元年)、日本の地域別将来推計人口(令和11年、令和21年)

図 2-3 人口の見直し

これを基に、都市計画区域、用途地域の人口を見通すこととする。

都市計画区域の人口は、過去の行政区域人口に占める都市計画区域人口の比率の推移から、行政区域人口に占める都市計画区域人口の割合の目標を5割とする。

また、用途地域内の人口は、過去の都市計画区域人口に占める用途地域人口の比率の推移から、都市計画区域人口に占める用途地域人口の目標を6割とする。

このことから、令和11年の都市計画区域人口は7,350人、用途地域人口は4,410人とし、令和21年の都市計画区域人口は6,350人、用途地域人口は3,810人と見通すものとする。

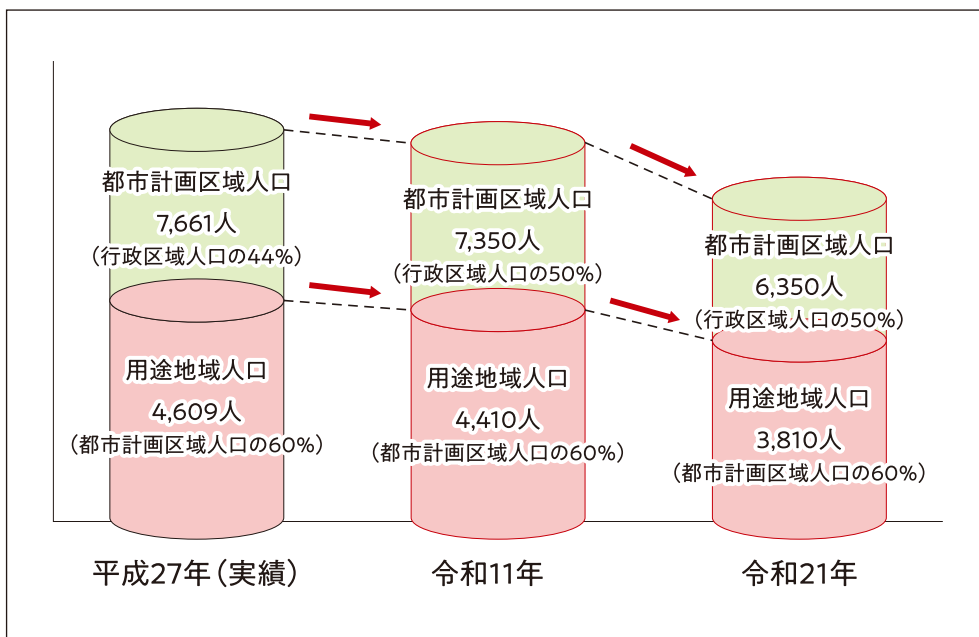


図 2-4 都市計画区域、用途地域の人口の見直し

2. 土地利用フレーム

ここでは、前述の人口等の見通しや各種統計資料の調査結果から、目標年次(令和 21 年)の土地利用面積を見通す。

(1) 住宅地

住宅地面積は、平成 12 年をピークに人口減少が進んでおり、現時点ではさらなる住宅地の拡大は考えられないことから、令和 21 年の住宅地面積は人口減少を考慮し 83ha とする。

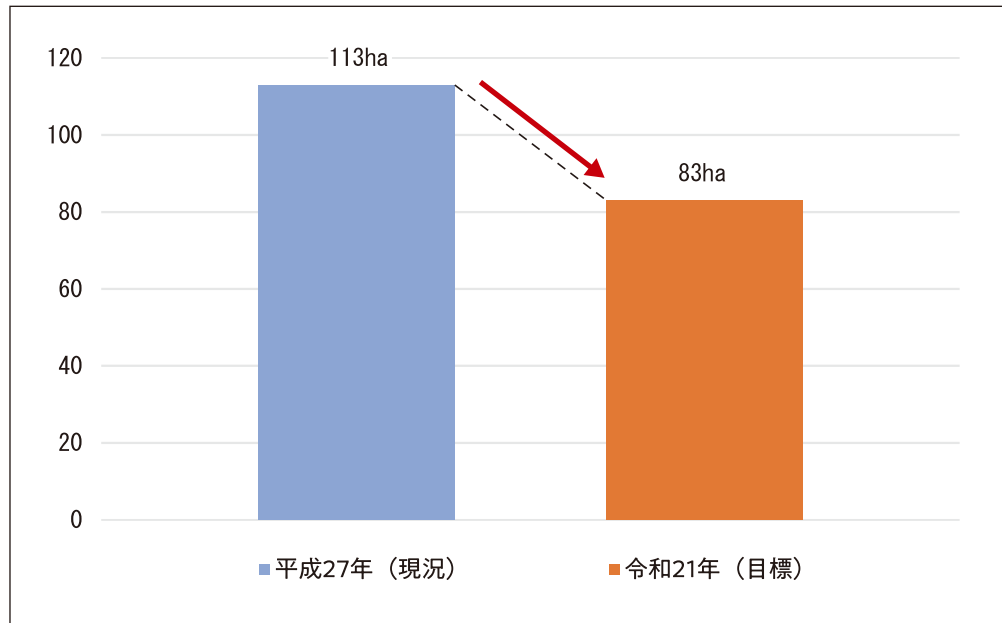


図 2-5 住宅地面積

出典：H29 都市計画基礎調査(平成 27 年)

(2) 商業地

商業地面積は、るぴーモール虹ヶ丘商店街等を中心に行われている人を呼び込むイベントにより、賑わいが形成された。そのことにより年間商品販売額は増加しており、事業所数としては減少傾向にあるものの、1店舗あたりの敷地面積は増加していることを踏まえ、令和 21 年の商業地面積は現在の商業地面積を維持することとする。

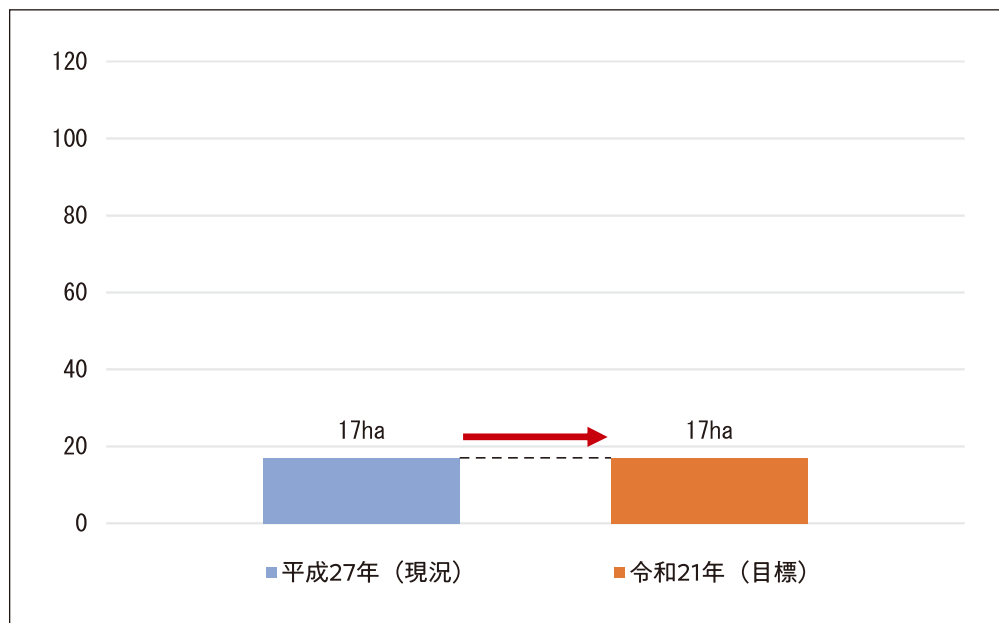


図 2-6 商業地面積

出典：H29 都市計画基礎調査(平成 27 年)

(3) 工業地

工業地面積は、製造品出荷額こそ増加しているが、航空自衛隊の第二種騒音区域に該当する区域からの工場の移転・流出が進んでおり、事業所数は減少傾向にあるものの、製造品出荷額は増加していることや、第5次新富町長期総合計画の中でも企業誘致を推進していることを踏まえ、令和21年の工業地面積は23haとする。

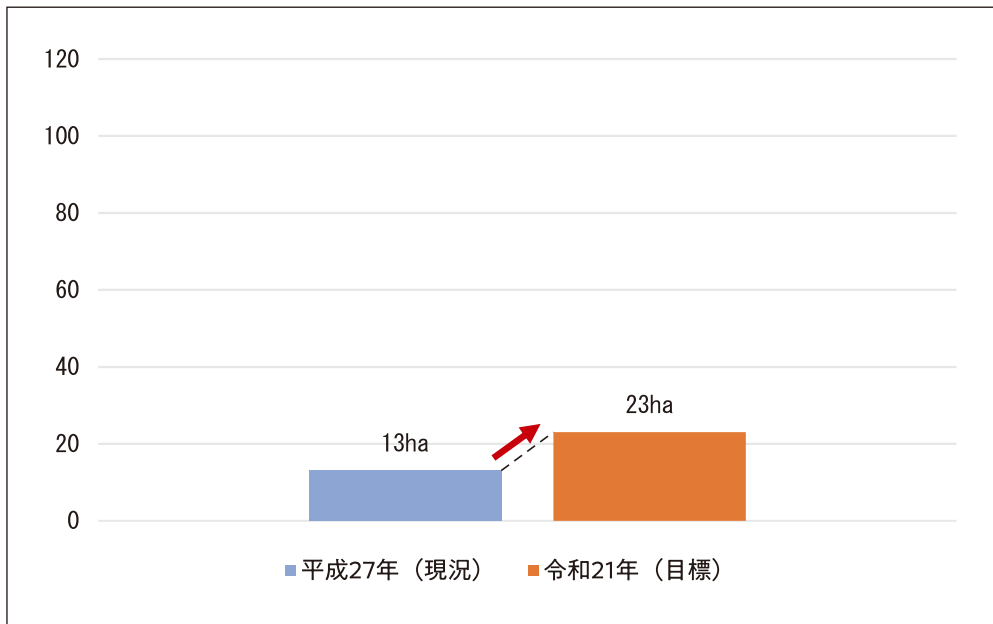


図 2-7 工業地面積

出典：H29 都市計画基礎調査(平成 27 年)



図 2-8 日本遺産に登録された新田原古墳群



図 2-9 新田八幡神社の新田神楽

第 3 章

将来の都市構造

■ 将来の都市構造

現在の都市構造及び将来の発展動向を踏まえるとともに、都市づくりの目標や土地利用フレームに基づき、将来の都市構造及び都市空間形成を検討する。

3-1 将来の交通軸の設定

本町の骨格を構成する交通軸(道路・鉄道)は、富田地区を縦断する南北軸である国道 10 号を中心とし、これに東西軸で新田地区を連絡する主要地方道荒武新富線と上新田地区を連絡する県道川床日向新富停車場線で既存の道路体系が構成されてきた。

しかしながら、21 世紀を踏まえた広域的なプロジェクトで、宮崎県における新南北広域幹線軸となる東九州自動車道の整備に併せた西都インターチェンジの整備により、本町の骨格交通体系としては、南北軸のさらなる強化に加え、西都インターチェンジへのアクセス道路としての東西軸の強化が重要となる。

また、地場産業の発展と地域の活性化を図るため東九州自動車道におけるスマートインターチェンジ設置を関係機関と共に検討している。

このため、総合交通体系の早期見直しを図る必要があり、町域内の主要幹線道路の整備、及び鉄道の機能強化を推進する。

表 3-1 道路の種類と定義

種 別	定 義
自動車専用道路	・ 比較的長いトリップの交通を処理するための設計速度を高く設定し、車両の出入制限を行い、自動車専用とする道路。
主要幹線道路	・ 都市間交通や通過交通等の比較的長いトリップの交通を、大量に処理するため、高水準の規格を備え、高い交通量を有する道路。
幹線道路	・ 主要幹線道路及び主要交通発生源等を有機的に結び都市全体に網状に配置され、都市の骨格及び近隣住区を形成し比較的高水準の規格を備えた道路。
補助幹線道路	・ 近隣住区と幹線道路を結ぶ集散道路であり、近隣住区内での幹線としての機能を有する道路。
区画道路	・ 沿道宅地へのサービスを目的とし、密に配置される道路。
特殊道路	・ もっぱら歩行者・自転車、モノレール等自動車以外の交通の用に供するための道路。

(1) 南北交通軸

南北交通軸は、現況では宮崎広域圏とのつながりとして国道 10 号が南北軸であり、重要路線となっている。しかしながら、交通量の増加により市街地部で交通混雑をきたしており、全線 4 車線化の改良事業の必要性が増大している。

新南北広域幹線軸は、本町の北西部を縦断する自動車専用道路とし、平成 28 年 4 月にはついに、北九州市～宮崎市が直結されており、宮崎県内としては清武南～油津までの区間が整備中である。

また、主要地方道宮崎高鍋線は本町の中央部を縦断する路線で都市間路線として重要な位置付けにあり南北交通軸とする。

(2) 東西交通軸

東西交通軸は、富田地区から新田地区を經由し西都市を結ぶ主要地方道荒武新富線と市街地部と上新田地区を結ぶ県道川床日向新富停車場線の 2 路線が主軸となる。このほか、本町北西部を通る主要地方道高鍋高岡線は、高鍋町と西都市を經由し高岡町を結ぶ産業道路の性格を有する重要路線である。

また、本町の西側に隣接する西都市には西都インターチェンジが供用されており、これに連絡するためのアクセス道路としては、東西軸としての主要地方道荒武新富線を西都インターチェンジのアクセス道路として整備する必要がある。

(3) 都市内交通軸

南北・東西交通軸を補完する形で、都市計画道路が八幡今別府線、平田日置線など 6 路線が決定され、現在土地区画整理事業等により完成及び整備が進められている。従って、これらの都市計画道路を都市内交通軸として位置付けるとともに、平田日置線から富田浜に位置する漁港施設及びその周辺集落を通り国道 10 号を結ぶ一般町道、日置地区内の町道も併せて都市内交通軸と位置付ける。

(4) 鉄道

鉄道は、JR 日豊本線の 1 路線が交通軸として位置付けられる。

3-2 都市空間形成

(1) 土地利用ゾーン

本町は、都市の構成上、富田地区、新田地区、上新田地区の 3 地区に区分され、中心市街地の富田地区を中心として、南北・東西の各交通軸の連絡を強化し、都市の均衡ある発展を目指すものとし、新田地区及び上新田地区については旧来から集落を活かすように生活拠点として位置付けるものとする。

都市計画区域が設定されている富田地区は、本町の中心として、各交通軸・環境軸や各拠点地区の設定による魅力とうるおいのある軸線及び拠点の整備を図るとともに、既成市街地における住工混在の解消を図り、土地利用の合理化、高度化を推進する。

① 商業ゾーン

本町の商業ゾーンは、るぴーモール虹ヶ丘商店街を中心商業地として設定する。

② 工業ゾーン

国道 10 号沿道に工業施設を集約することで住工混在の解消を図り、活力ある持続可能なまちづくりの推進を行う。

③ 住宅ゾーン

住宅ゾーンは、商業・工業ゾーンを除く中心市街地を全域住居ゾーンとして設定するが、このうち三納代住宅及び天井丸住宅を中高層住居ゾーンとして設定し、その他全域を一般住居ゾーンとする。

④ 集落ゾーン

用途地域外の集落は、集落ゾーンとして道路等の整備を促進するとともに、うるおいのある居住環境の充実に努める。

⑤ 農業・山林保全ゾーン

集落ゾーン周辺の農地は、今後とも保全を行う。同時に中心市街地背後の山林も環境、防災等の観点から保全に努めるものとする。

⑥ レクリエーション・親水ゾーン

本町の富田浜・一ツ瀬川は、町民はもとより町外からも広く、つり、ゴルフ等のレクリエーションの場として利用されている。また、富田浜入江には、宮崎県内で唯一の漕艇場である「富田浜漕艇場」があり、手漕ぎボートによる競技大会の「しんとみレガッタ」が開催されるなど、ボート競技の拠点として活用されている。

したがって、今後は河川・港湾部の親水性の向上と水質等の環境保全に努めるものとし、一ツ瀬川河川敷、富田浜、富田浜入江、湖水ヶ池公園をレクリエーション・親水ゾーンとして設定する。

⑦ 複合機能ゾーン

現行の工業地域は、第二種騒音区域により三納代工業団地内の企業・工場が移転補償での流出が進んでおり、今後とも工業地域としての位置付けが難しいことから、適正な規制・誘導を行いつつ複合的な機能の充実により未利用地や休耕農地を適正に活用していくこととする。

あわせて、今後とも第二種騒音区域下での有効な土地利用方策を検討していくこととする。

⑧ 交流拠点

日向新富駅の交通結接機能を高めるとともに、利便施設の立地を誘導し、新富町の鉄道の玄関口として来街者との交流の拠点と町内への誘導・波及のポイントとして位置付ける。



図 3-1 日向新富駅

(2) 都市機能の拠点

・ 中心商業地

るぴーモール虹ヶ丘商店街を本町の拠点商業地として位置付ける。

・ 業務拠点

新富町役場、新富郵便局、JA 児湯新富支所等が集中する地区を業務拠点と位置付ける。

・ 文化拠点

役場西側の城跡である一帯を文化拠点として位置付け、文化会館から中央公民館・体育館等が集積する本町の文化拠点としてその整備を促進する。

・ スポーツ・レクリエーション拠点

アカウミガメの産卵地として知られる富田浜及び漕艇競技場として利用される富田浜入江、さらに富田浜公園をスポーツ・レクリエーション拠点と位置付ける。

(次ページへ)

新富町都市計画図

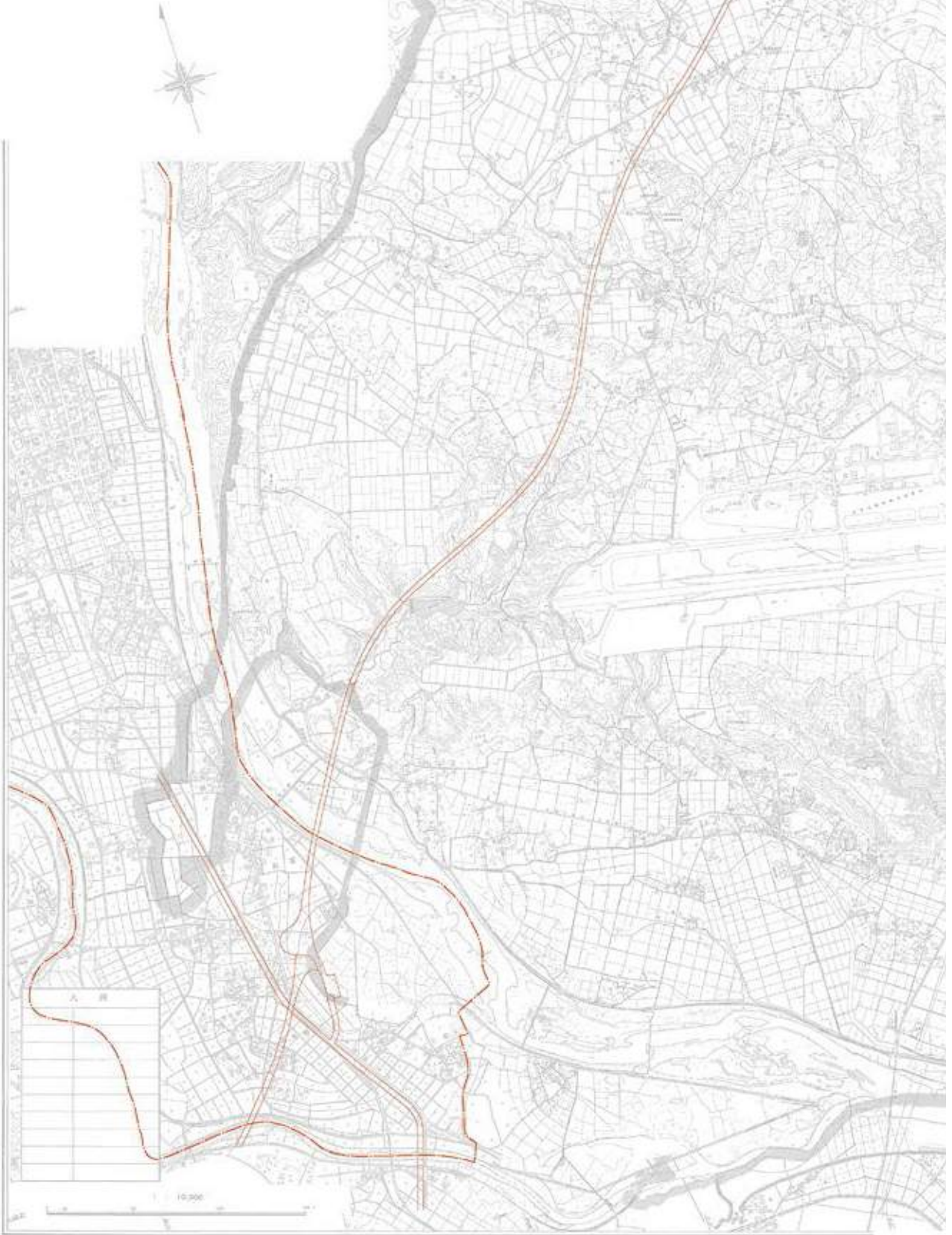
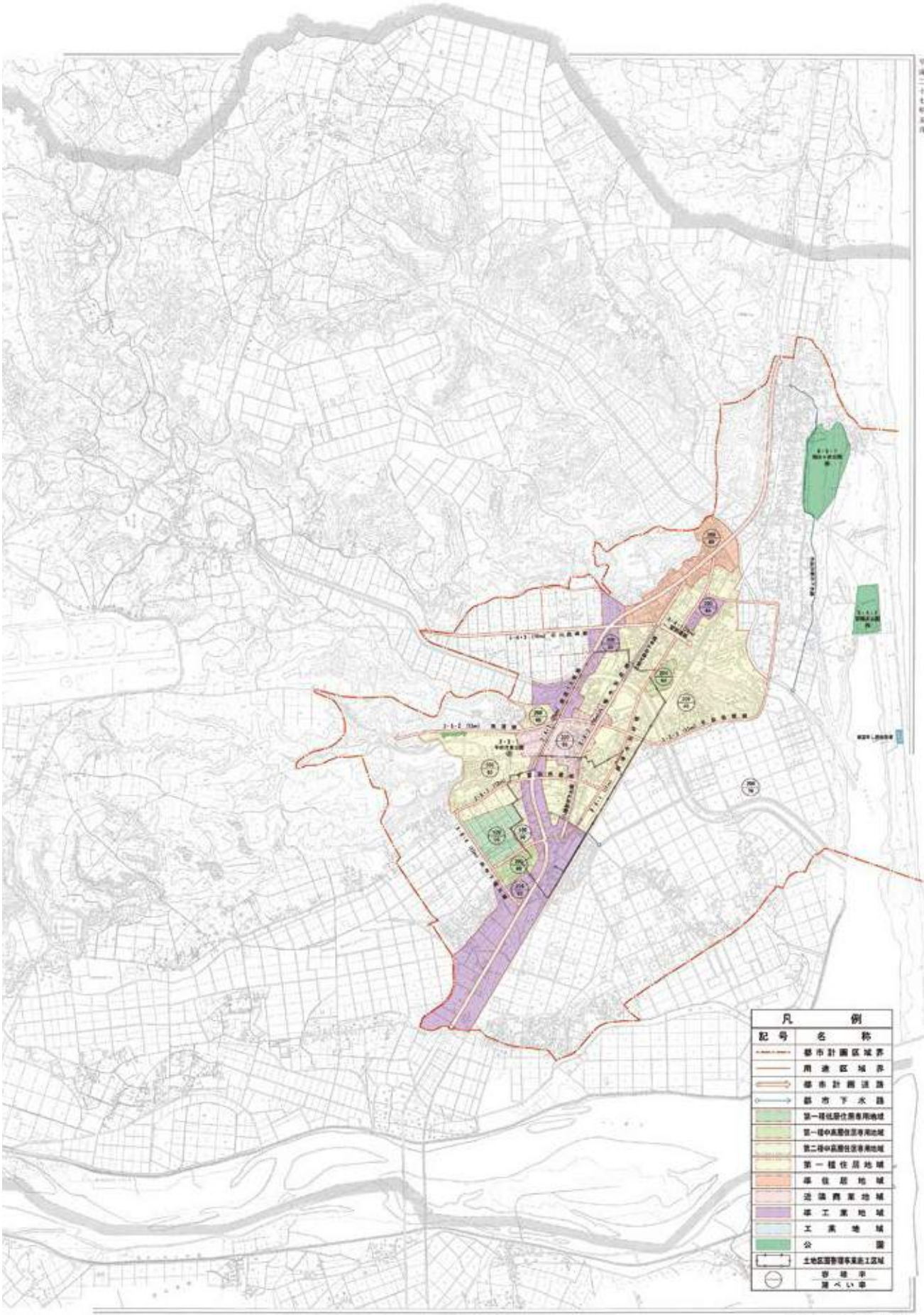


図 3-2 新富町都市計画図



将来都市構造図

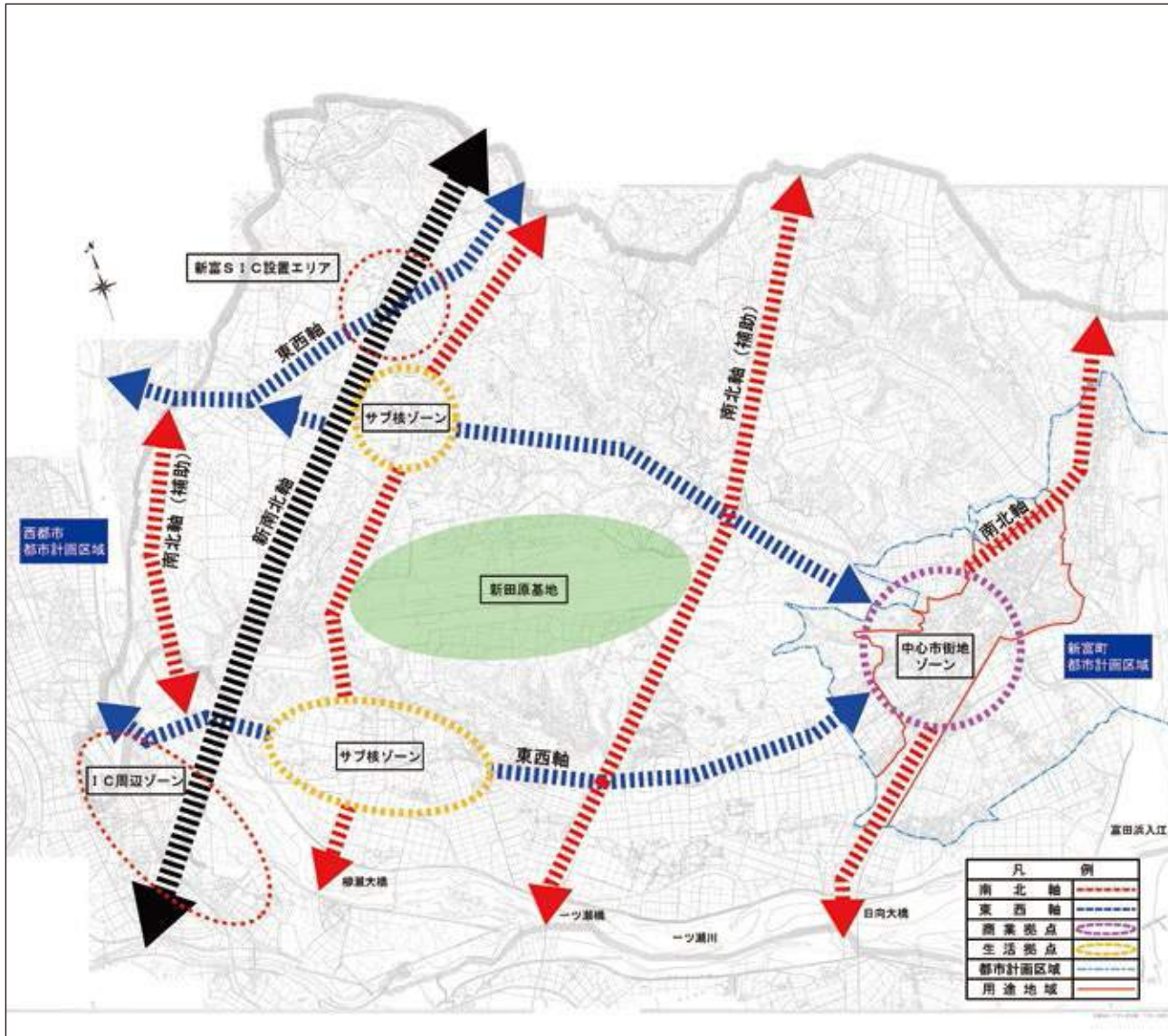


図 3-3 将来都市構造図

将来都市構造図 2

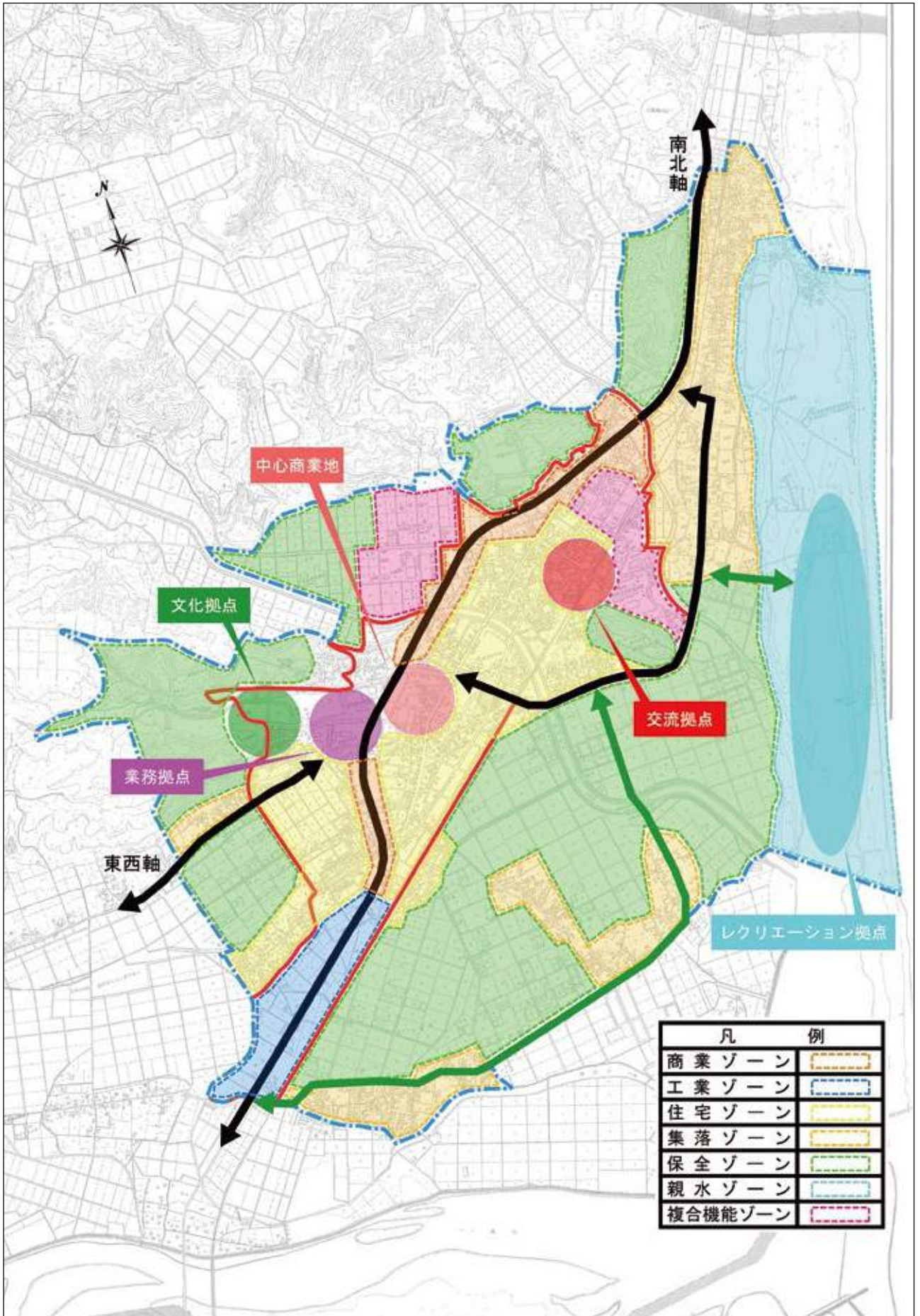


図 3-4 将来都市構造図 2

(次ページへ)

第 4 章

都市整備の方針

■ 都市整備の方針

4-1 土地利用の方針

1. 基本方針

前述の将来都市構造に基づき、「宮崎県都市計画に関する基本方針(平成 29 年 3 月)」を踏まえ、土地利用の基本方針を以下のように定める。

● 「人のまとまりをつくる」・・・核を中心として一定の人口が集積した活力ある地域の形成

- ・コンパクトシティへの転換を促進するとともに、メリハリのきいた都市構造の形成に寄与する土地利用計画の推進
- ・まちなか居住を促進する、“ゆとり”と“うるおい”のある住宅地の形成
- ・生活の利便性を高める商業地の形成

● 安全な「人のまとまり」をつくる・・・様々な災害に強い安全な都市の構造

- ・各種ハザードマップの周知・配布、災害時の情報提供等により地域住民の防災意識の向上を図るとともに自主防災組織の活性化、災害時の要配慮者への支援対策、関係機関と地域との連携強化等により地域防災力の向上を推進

● 「人のまとまり」の核をつなぐ・・・都市機能を相互に連携・補完する交通ネットワークの確保

- ・県都への近接性や交通利便性を活かし、活力あるまちづくりを進める都市構造の形成に寄与する土地利用計画の推進

2. 市街地規模の設定

市街地規模は、第2章で設定した土地利用フレームの住宅地(83ha)、商業地(17ha)、工業地面積(23ha)をあわせた約 123ha に、道路、公園等の公共的な土地利用面積を加えた面積を、市街地規模として設定する。

これにより、将来の市街地規模が現在の用途地域面積(約 230ha)を維持しつつ、コンパクトなまちづくりを進めるものとする。

本町の土地利用の配置にあたっては、図 4-1 に示す土地利用区分に従い、以下の考え方で設定する。

(1) 住宅地

第5次新富町長期総合計画との整合を図り、かつ、基盤整備の具体化を図りつつ一部については拡大の検討を行う。

住宅地は、用途地域内農地を将来の低層住宅と設定するほかは、商業核、工業核以外の部分を一般住宅地とする。

(2) 工業地

工業地は、既に企業立地が進み、利便性も高い国道 10 号沿道を工業核とする。これらの地域に市街地内の工業施設を集約し活用を図る。

(3) 商業地

商業地は、るびーモール虹ヶ丘商店街を中心とした範囲を本町の商業核とする。

また、今後の発展要素としては国道 10 号沿線のサービス系業務施設の拡大が考えられるため、沿道利用型商業地としての土地利用を検討する。

3. 土地利用の区分と配置方針

(1) 土地利用区分

土地利用区分は、以下に示す区分を基本に配置する。

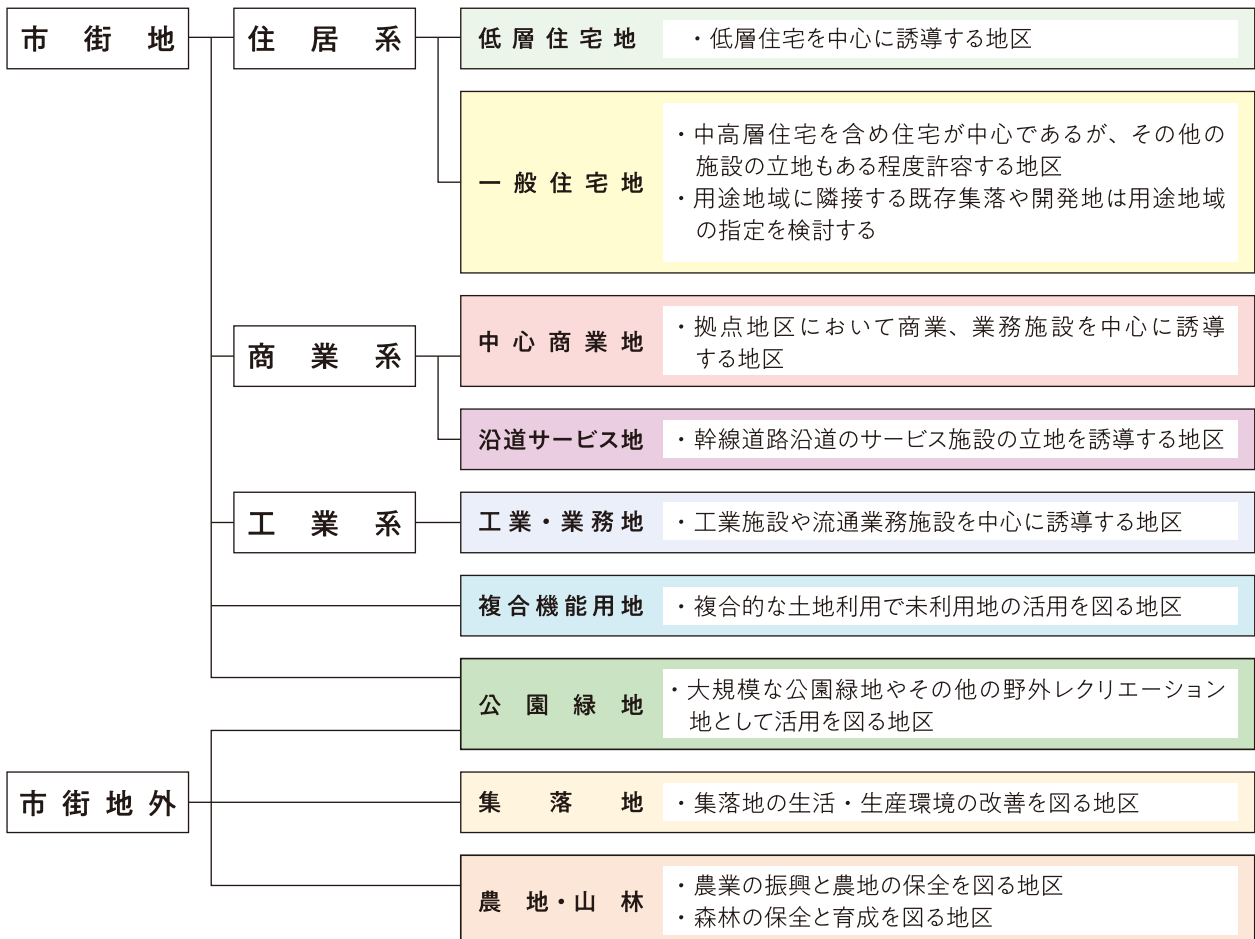


図 4-1 土地利用区分

(2) 市街地における土地利用配置の方針

市街地における土地利用配置の方針は、第3章で述べた都市構造を基本として行う。

① 住宅地

住宅地は、現在の住居系用途地域を中心に配置するが、既成市街地の不適格建築物を含む工業系施設は、住居地域の用途純化を目指すため、できる限り工業系用途地域へ移転誘導し、住宅地の整序に努める。

イ) 低層住宅地

土地区画整理事業地区に隣接する農地は、開発ポテンシャルが高く将来的な面整備予定地区であるといえる。そこで面整備を担保する意味も含めて沿道についても、沿道サービス系の商業・業務施設の立地魅力を高める適正な整備を図り、未利用地の解消や土地利用の誘導を推進する。

② 工業・業務地

市街地南部の国道10号沿道の整備を進め、後背地の住環境との調和に配慮しつつ住宅地内の工場の移転や新規企業進出の受け皿として工業・業務系の土地利用の誘導を推進する。

③ 複合機能用地

三納代地区の現在の工業地域については、公共系も含めた複合的な土地利用を検討し、有効な土地利用を図る。そのため、この地区においては、必要に応じ用途地域の見直しを検討する。



図 4-2 るぴーモール虹ヶ丘商店街

④ 地域活性化拠点区域

県道川床日向新富停車場線の南側には、民間設置によるサッカースタジアム建設を含む、フットボールセンターの整備を進める。北側はサッカースタジアム建設後の人の流れ、賑わいを考慮し、民間の活力を活用した施設の整備を促進する。

なお、この南北のエリアを合わせて、地域交流ゾーンとしての土地利用を図るために用途地域の見直しを検討する。

今後はサッカースタジアムの建設と並行してフットボールセンターを整備し、将来的には宮崎県内のサッカー大会を開催するために、町内に全6面程度のサッカー場の整備を図る。

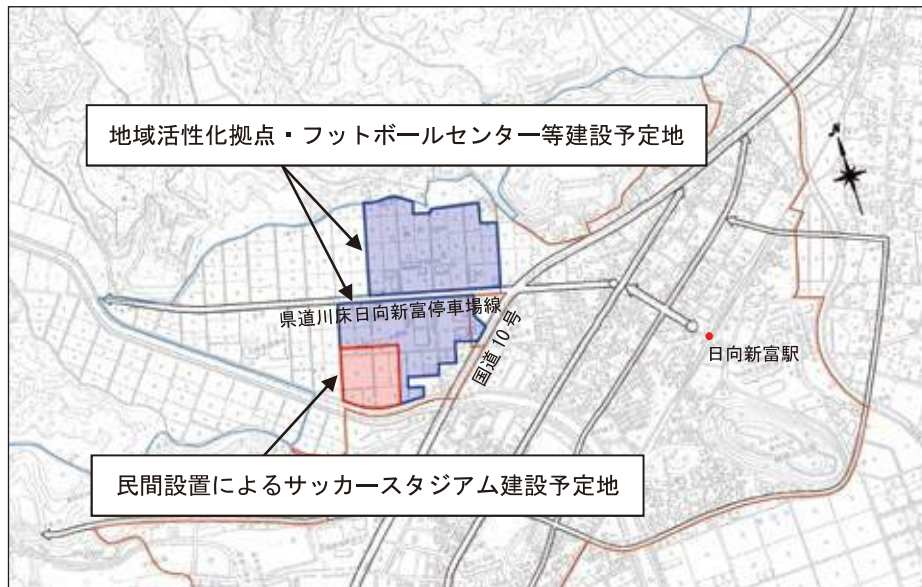


図 4-3 サッカースタジアム等建設予定位置図

(3) 市街地外における土地利用の方針

市街地外の土地利用については、新富町国土利用計画を踏まえ、以下に示す考え方に基づいて計画する。

① 農業地域

用途地域外の水田及び畑が広がる区域については農業地区としての土地利用を図る。

農業地区については、農地の保全と集落地域環境の保全を図り、無秩序な開発を抑制していくものとする。

イ) 農地

本町の市街地を囲む農地は、おおむね整備済みで良質な農地である。従って、将来に渡って現在の農業環境の保全・活用に努める。

ロ) 農地集落地

生活道路・排水施設等の整備により、居住環境及び農業生産環境等の調和を図る。

また、下富田地区に存する養鰻場跡地が住宅開発地として整備が完了しているが、周辺集落に対する居住環境及び農業生産環境等の調和、主要施設に対する道路整備等、課題が多いものと考えられる。

② 市街地外住宅地区

市街地外の計画的な開発によって造成された住宅団地については、今後も良好な居住環境の維持・保全を図っていく。

③ 森林地区

丘陵部に点在する地域森林計画対象民有林等は、丘陵部の残り少ない樹林地であり、自然環境の保全に努めるものとする。



図 4-4 丘陵部の自然景観

④ レクリエーション地区

アカウミガメの産卵地として知られる富田浜と富田浜公園を自然型公園として位置付け、レクリエーション地区として整備していく。



図 4-5 アカウミガメの産卵地として知られる富田浜

土地利用計画図

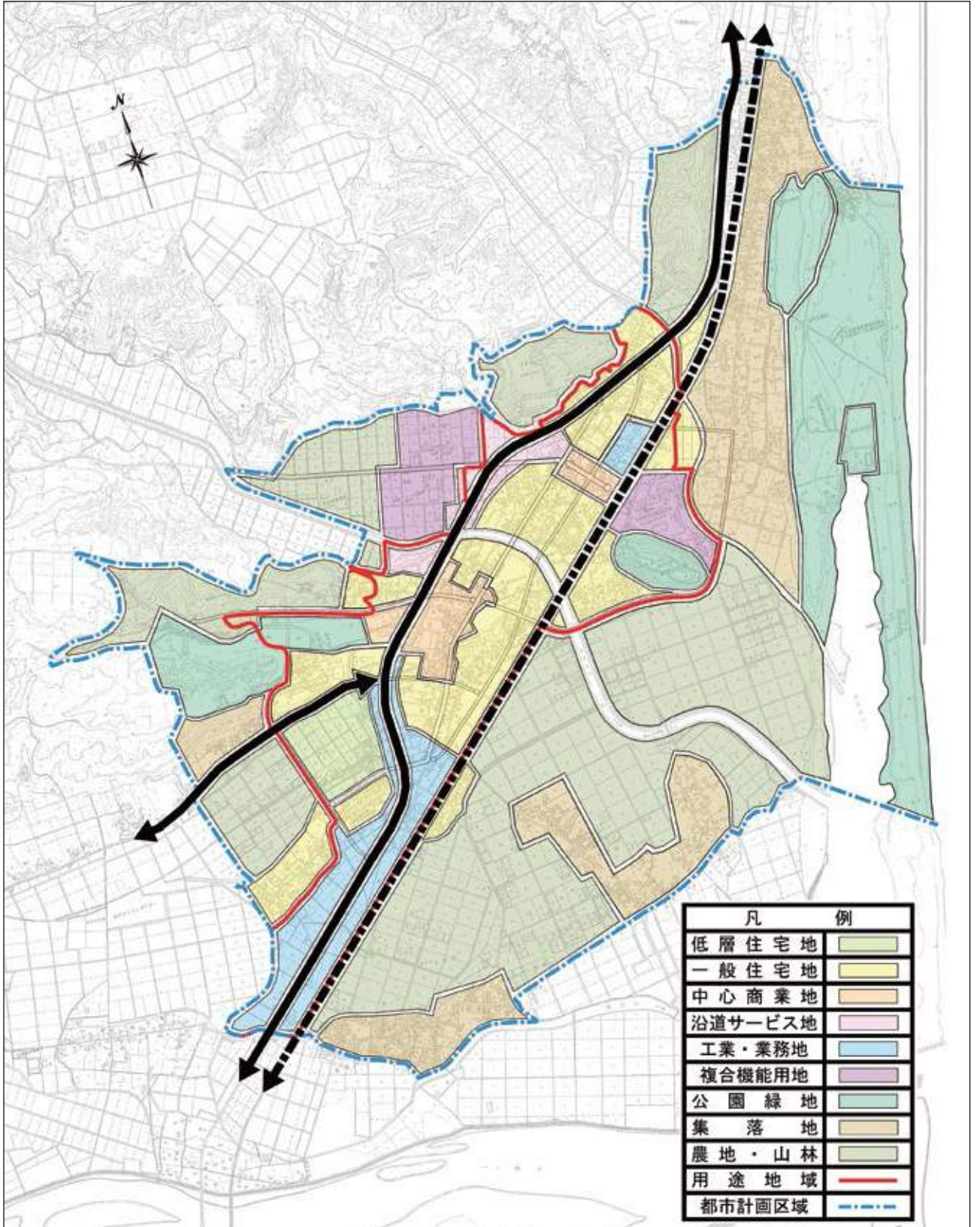


図 4-6 土地利用計画図

4-2 施設整備の方針

1. 交通施設整備方針

(1) 基本方針

交通施設整備の基本方針を以下のように定める。

- 都市構造の形成を支援する都市計画道路の整備
- 必要性の変化や、交通需要の変化に適正に対応した未着手都市計画道路の見直しと、国道・県道・町道の整備と一体となった総合的な道路網の形成
- 交通の利便性を高めるとともに、都市構造の形成を支援する都市計画道路の整備推進

(2) 道路

本町の広域的な幹線道路網は、上位計画及び前章3-1の位置付けを前提とし、既定の都市計画道路網をもとに整備方針を検討し、本計画では、表4-1に示す幹線道路以上の道路を対象とする。

① 自動車専用道路

自動車専用道路は東九州自動車道が本町の西側を通過し、本町に隣接した西都市南部に西都インターチェンジが供用されている。そこで、東九州自動車道を西の幹線道路に、インターチェンジを本町西側の交通結接点として位置付ける。

② 主要幹線道路

主要幹線道路は、市街地の中心部を南北に縦断する国道10号のほか主要地方道荒武新富線、主要地方道高鍋高岡線、主要地方道宮崎高鍋線の3路線を位置付ける。

③ 幹線道路

幹線道路は、東西方向の重要路線である主要地方道荒武新富線、県道川床日向新富停車場線と、市街地における南北方向の重要路線である都市計画道路3・4・2八幡今別府線、のほか3路線を位置付ける。また、主要地方道荒武新富線については西都インターチェンジへの接続道路として位置付けて設定する。

さらに、地場産業の発展と地域の活性化を図るため東九州自動車道における新富スマートインターチェンジ(仮称)の整備を関係機関と共に促進する。

また、日向新富駅からサッカースタジアム、新富スマートインターチェンジ(仮称)までを結ぶ県道川床日向新富停車場線についてはアクセス、利便性向上のために整備を促進する。

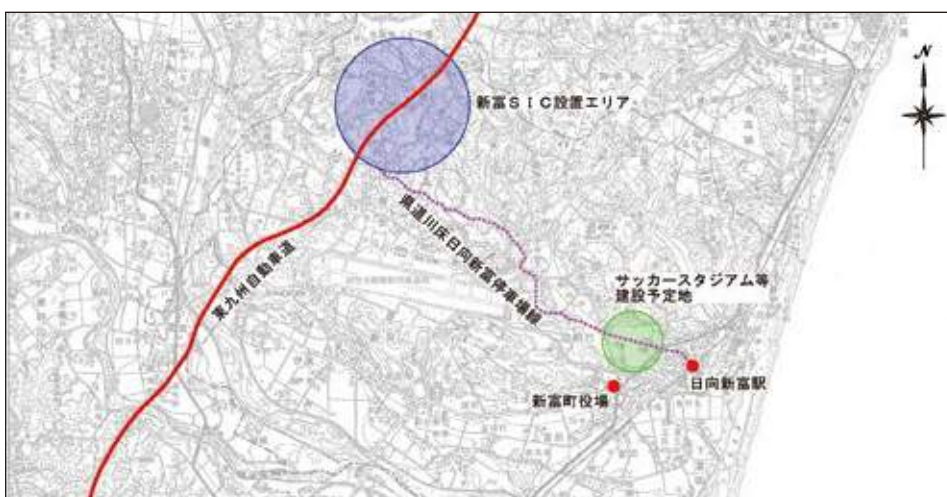


図4-7 新富S I C設置エリアと主要アクセス道路

表 4-1 町の骨格をなす道路

種 類	対 象 路 線	幅 員 (m)	道 路 施 設 の 整 備 方 針
自 動 車 専 用 道 路	東九州自動車道 (1・3・3 延岡西都線)	4 車	・全線4車線化を促進する。
主 要 幹 線 道 路	国道 10 号 (3・3・1 国道10号線)	4 車 2 5 m	・災害時の緊急輸送を確保するため、全線4車線化を促進する。
	主要地方道 荒武新富線 (3・5・1 下富田西都線)	2 車 1 6 m	・本町と西都市及び西都インターチェンジを結ぶ東西方向の幹線道路であり、東九州自動車道の整備に併せ全線整備を進めるものとする。
	主要地方道 高鍋高岡線	2 車	・東西の産業道路であり、未整備区間高鍋高岡線の整備を促進する。
	主要地方道 宮崎高鍋線	2 車	・高鍋町と宮崎市を結ぶ地域間の幹線道路であり、未整備区間の整備を促進する。
幹 線 道 路	県道 今別府八幡線 (3・4・2 八幡今別府線)	2 車 1 6 m	・市街地中心部の南北方向の幹線道路であり、一部未整備区間の整備を促進する。
	県道 川床日向新富停車場線 (3・4・3 石川奥崎線)	2 車 1 6 m	・新富スマートインターチェンジ(仮称)候補地である上新田地区と中心街を結ぶ幹線道路であり、都市計画区域内は整備済みであるが、今後都市計画区域外についても整備を進めるものとする。
	県道 木城西都線	2 車 1 4 m	
	町道 佐土原木城線	7 m	・上新田地区と新田地区、新富町スマートインターチェンジ(仮称)、西都インターチェンジを連絡する道路であり、南北軸を補完する幹線道路として整備を行う。
	町道 山之坊柳瀬線	2 車	・新田地区と西都インターチェンジを連絡する幹線道路とする。
補 助 幹 線 道 路	その他の都市計画道路	2 車	・上記以外の都市計画道路は補助幹線道路とする。

(3) 鉄道

鉄道は JR 日豊本線の 1 線のみである。町内の駅は、JR 日向新富駅が設置されている。今後は市街地内における道路との機能維持を図る東西道路の整備を行う。

また、サッカースタジアム建設後において、観客のアクセス向上を考慮し、特別急行列車が当駅に停車するよう関係機関との協議を検討している。

(4) コミュニティバス

現在は 1 台のコミュニティバスにより曜日ごとに 5 路線のうち 3 路線の運行を行っており、一定の利便性向上や交通空白地域の解消は図られている。

今後は、コミュニティバスの既存の路線を残しつつ、デマンド方式を導入することの検討を含め、民間交通事業者等との連携を密にし、地域交通のさらなる利便性の向上を図る。

(5) 総合交通体系の見直し

本町の交通体系は、東九州自動車道の整備により、新しい東西軸や、総合的な交通体系の見直しが必要となってくる。そこで道路整備プログラムなどによる効果的な整備の検討を行う。

(6) 都市計画区域内の道路計画

都市計画区域内の道路網については以下のように分けて考えていくものとする。

① 既決定道路

国道 10 号については、概ね 4 車線化が完了しており、交通渋滞の緩和、交通安全の確保がなされている。そこで、今後は関係機関との調整を図りながら町内全域の 4 車線化を進める。

また既決定区間については、土地区画整理施行地区を中心に整備を行ってきたため、その他の箇所が未施工となっている。そこで今後は、地区の状況、他の事業との関連などの諸条件を勘案しながら未施工部分の整備を図っていく。

なお、宮崎県の都市計画道路見直しのガイドラインに従い、現在未着手となっている都市計画道路を対象に、「必要性」と「実現性」の総合評価を行い、「存続」(「変更」・「追加」も含む)、「廃止」の方向性を見定め、都市計画道路の見直しを行う。

見直しを行う際は、住民や関係者との意見調整を確保しながら、合意形成を図っていく。

② 新規計画道路

下富田地区内に点在している既存集落と市街地を結ぶため、富田浜方面への交通の利便性を高めるため及び市街地中心部に流入する交通を分散させるための外回り道路を、必要性が明確になった段階で新規に設定する。



図 4-8 整備された国道 10 号の 4 車線化

道路骨格図

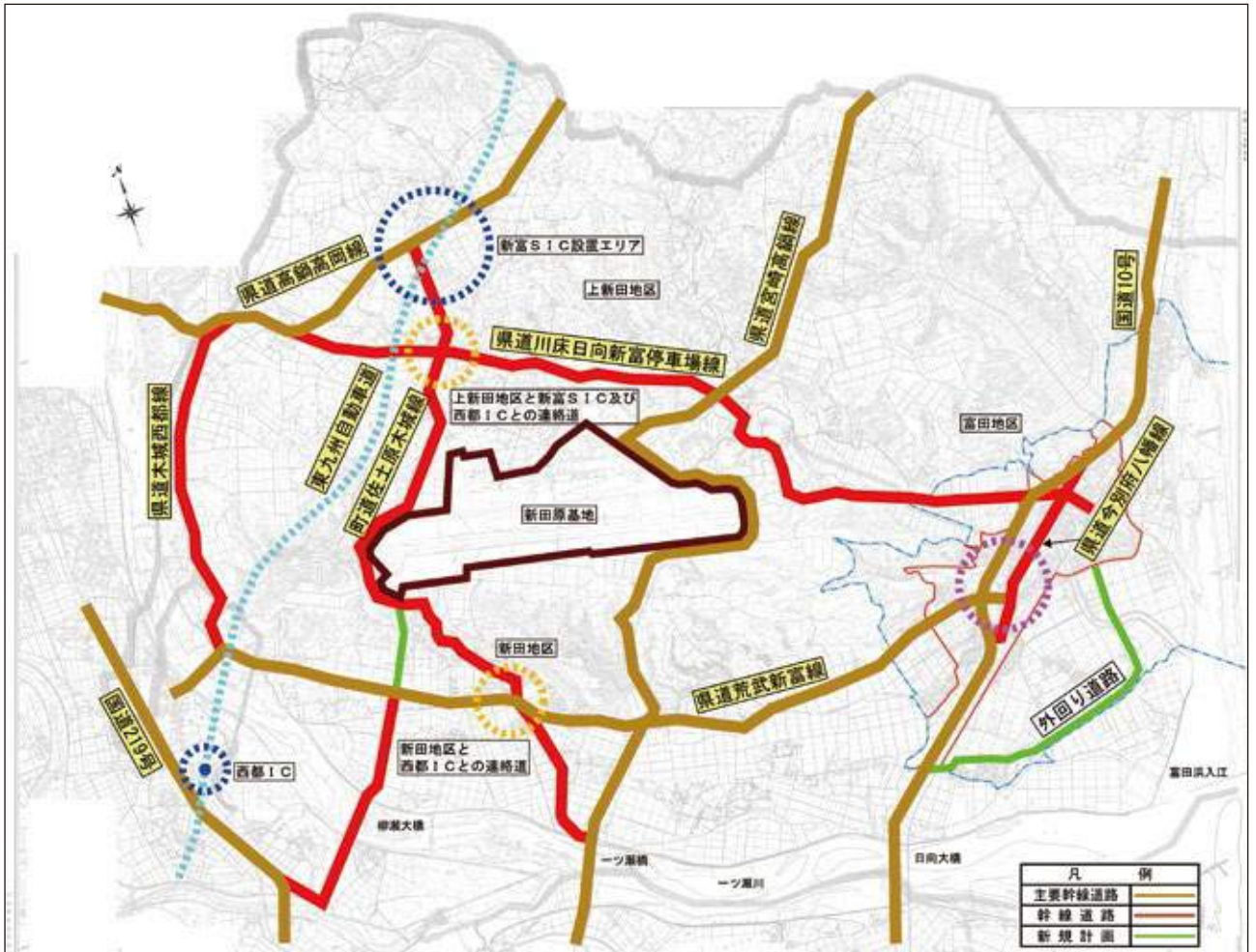


図 4-9 道路骨格図

道路整備計画図

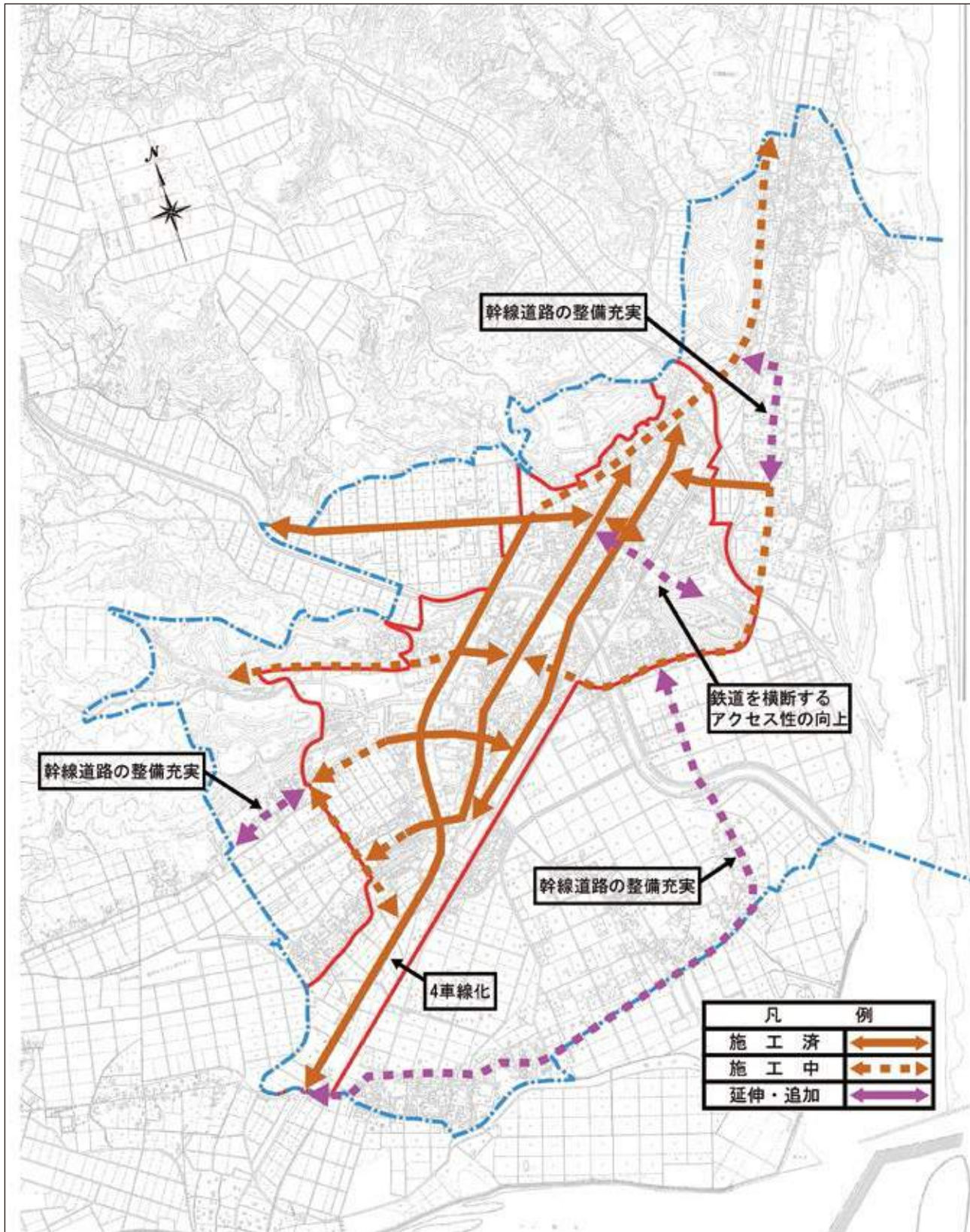


図 4-10 道路整備計画図

2. 公園緑地整備方針

(1) 基本方針

公園緑地は、「新富町緑の基本計画」に基づいて整備を進めることとし、基本方針を以下のように定める。

- 新富町のふるさとの原風景を後世に継承する…守る緑
- 緑の拠点の再整備とそれらを結ぶネットワークづくり…創る緑
- 町民が協力して取り組む緑の育成基盤づくり…育てる緑
- 魅力ある緑への転換…活性化につながる緑

(2) 公園緑地の配置方針

公園緑地は、「新富町緑の基本計画」に基づいて、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観系統の4つの系統の緑の配置計画をベースとし、バランスの取れた総合的な公園緑地の配置と緑化計画を行うものとする。

表 4-2 都市公園の整備基準(参考)

地域区分	整備目標	備考
行政区域	10 m ² / 人以上	都市公園法施行令
市街化区域	5 m ² / 人以上	



図 4-11 新富町総合文化公園中央広場

(3) 公園緑地計画

本町の都市公園及び都市緑地は、「新富町緑の基本計画」に基づいて公園緑地の保全、緑化の推進を図る。

新富町の公園緑地の整備面積は、16.15 m²/人となっており、その他の公園を含めると、22.40 m²/人となる。ただし、大部分は総合公園などの大規模なものである。街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は整備水準が低い。

今後は、用途地域内においては、街区公園が概ね均等に配置されていることから、新規の整備計画ではなく、住民のニーズに合わせた既存公園のリニューアルを図り、用途地域外においては、日置地区に身近な街区公園が不足していることから、住民のニーズを踏まえて、新たな街区公園の整備を図る。

また、都市公園として町内一の規模である富田浜公園については、住民の親水性レクリエーション憩いの場としての利便性向上及びスポーツによる健康増進、町外からの集客(交流人口)拡大を目的とした公園整備事業を促進する。

表 4-3 公園・緑地整備量

区 分		都市計画区域		うち用途地域		備 考
		整 備 量		整 備 量		
		個所数	面積(ha)	個所数	面積(ha)	
都市計画公園	街区公園	10	2.3	10	2.3	平田児童公園、さくら南公園、南2号公園、南3号公園、南4号公園、南5号公園、北1号公園、北2号公園、北3号公園、北4号公園
	地区公園	—	—			
	総合公園	1	4.6	—	—	富田浜公園
	運動公園	—	—	—	—	
	風致公園	1	14.0	—	—	湖水ヶ池公園
	都市緑地	1	0.5	1	0.5	栗野田緑地
	計		21.4		2.8	
その他の公園	街区公園	—	—			
	その他の公園	1	4.0	—	—	観音山公園
	都市緑地	1	38.7	—	—	富田浜生活環境保安林
	計		42.7		0.0	
合 計		—	64.1		2.8	

※数値は現時点の計画

3. 河川・下水道整備の方針

(1) 河川

本町の河川は、2級河川が6河川ある。

特に、2級河川一ツ瀬川の周辺は親水ゾーンに位置付けられており、一部ですでに親水化が図られ、潤いのある河川空間は町民の憩いの場となっている。

河川は、都市の個性を表現し、快適性のあるまちづくりに資する重要な資源であり、今後、まちづくりの中で河川を活かす整備に努めるものとする。

特に一ツ瀬川、猿ヶ瀬川、鬼付女川については、近年、頻発・激甚化する水害の状況を踏まえて、市街化の動向や周辺の土地利用を把握し、調整を図りながら、治水・利水・環境の観点を念頭においた河川整備に努める。

(2) 下水道

① 汚水(生活排水)

本町の生活排水対策は、平成16年3月に策定された「生活排水処理基本計画」に基づき行うものとする。

② 雨水

本町の雨水排水は、六反田(84ha)・三納代(30ha)・八幡(39ha)の3都市下水路事業が整備済みである。今後は水路の浚渫など、適正な維持管理に努めるものとする。

4. その他の施設計画

(1) し尿処理施設

平成20年3月25日、新富町し尿施設「潮香苑」が更新された。施設の処理能力は48kl/日でこの施設の完成により処理能力など利便性が向上した。

今後は合併浄化槽ならびに単独処理浄化槽の定期的な保守・点検・清掃及び定期検査について啓発、指導等を行い、処理計画達成に努める。

また、地域生活排水関連施設整備計画との整合を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとする。



図 4-12 し尿処理施設「潮香苑」

(2) その他

地域住民の生涯学習や文化活動を支援するため、新富町文化会館「ルピナスみらい」と新富町総合交流センター「きらり」を配置しており、その利活用を今後も推進していく。

また、住民の健康増進やレクリエーションに供するため、地域の中核的な運動広場等を充実させるとともに、今後整備が進む東九州自動車道スマートインターチェンジや国道10号を使い、町外からの誘客が図られるよう、フットボールセンター等賑わいの核となる施設整備を継続する。

4-3 自然環境の保全及び都市環境形成の方針

1. 自然環境の保全・活用の方針

(1) 基本方針

自然環境の保全・活用の基本方針を以下のように定める。

- 一ツ瀬川・富田浜入江・新田原古墳など、新富町の原風景であり、観光・自然・歴史的資源の保全・活用を図る
- 貴重な自然や動植物の保護などのため、水質改善等による海や河川など水系の保全・活用を図る
- 市街地の身近に存在する良好な景観と新富町らしさを演出する里山の保全
- 宅地の適正な立地誘導と、集落生活環境の維持・増進による、生活基盤となる農地の保全

(2) 地形

本町は宮崎県のほぼ中心部に位置し、地勢は九州山地を源とする一ツ瀬川が注ぎ、一ツ瀬川沿いの沖積平野とその背後の洪積台地から派生する丘陵地、海岸部はアカウミガメの産卵地として知られる富田浜を有している。一ツ瀬川沿いの平野部は、優良な農地が広がっている。

一方、新田地区の平野部から背後の丘陵地へあがる樹林地には急傾斜地に指定されている所もある。

また、富田浜周辺には黒松を中心とした樹林地が広がっている。

このような海岸の樹林地及び丘陵地へあがる斜面樹林地及び農地を保全するとともに、市街地のスプロールを防止していく。

(3) 樹林地

本町の樹林地は、都市計画区域内では、外周部の斜面及び富田浜周辺の樹林地が残っている状況であり、特に用途地域内では、観音山公園及びその周辺の樹林地を残すのみとなっている。

宅地・農地開発に伴う自然環境の減少により、自然災害の危険性が増大している。段丘崖樹林及び海岸部は、保水機能及び災害防止機能を有するとともに、丘陵地景観を構成する重要な緑であり保全に努める。

(4) ため池

本町には、湖水ヶ池などの自然環境に恵まれたため池が多く分布している。

ため池は、農地の灌漑はもちろん洪水防止などの調整池の機能を有するとともに、市街地周辺のため池については、散策等にも利用されており自然環境の保全・整備を図る。



図 4-13 湖水ヶ池公園

(5) 農地

用途地域外の農地は、大半がほ場整備事業により整備されており、樹林地と同様に保水機能を有するとともに、市街地周辺や幹線道路周辺の農地は、田園景観を構成する緑となっており保全を図る。

(6) 河川

河川は治水機能を有するとともに、身近なウォーターフロントとしても重要な景観要素であり、富田浜入江においては、宮崎県内で唯一の漕艇場である「富田浜漕艇場」があり、手漕ぎボートによる競技大会の「しんとみレガッタ」が開催されるなど、ボート競技の拠点として活用されているため、河川改修とあわせ親水機能の整備を図る。

また一ツ瀬川の河口は、渡り鳥の飛来地としてその環境の保全と観察施設の整備を図る。

(7) 日本遺産(新田原古墳群)

日本遺産とは、文化庁がすすめる事業で、文化財を保護するだけでなく観光など様々な分野に活用し、見る人が楽しめる「ストーリー」を全国の自治体に求めるものであり、平成 30 年 5 月、宮崎市、西都市、新富町の 3 市町にまたがる古墳群が「古代人のモニュメントー台地に絵を描く 南国宮崎の古墳景観ー」として日本遺産に認定された。(宮崎市：生目古墳群、蓮ヶ池横穴群、西都市：西都原古墳群、新富町：新田原古墳群)

今回認定された本町の新田原古墳群は、昭和 19 年に国の指定を受けた史跡である。一ツ瀬川東部の台地上にあり、見渡す限りの広大な田畑の中に、水神塚、機織塚、百足塚などと名付けられた前方後円墳をはじめ、円墳や方墳が浮かぶように点在し、総数は 207 基と宮崎県内でも 2 番手の規模となっている。

今後の方針としては、ソフト面(観光誘致、モニターツアー、商品開発、サイクルイベント、自主制作ミュージカル等)の充実を図る。



図 4-14 新田原古墳群

(8) その他

地域の歴史を物語る城跡や社寺の境内地の樹林など市街地内の緑の保全に配慮する。

また、富田浜の景観は長い歴史と地形条件により形成された本町の重要な景観要素であり、今後も保全を主体にした整備を行うものとする。



図 4-15 富田浜入江の景観

2. 都市環境形成の方針

(1) 基本方針

本町の都市づくりの理念として定めた「ゆたかさの実感」を実現できるように、ハード・ソフト両面の各種施策を実施することにより「人と環境にやさしい都市づくり」の推進が重要である。

(2) 都市環境形成策の検討

① 公害対策

産業型の公害に対して、立地企業と公害防止に関する協定を締結し監視・指導体制の強化を図るとともに、新たに立地する企業に対しても同様の協定の締結を促進し公害の未然防止に努める。

また、町民の公害による環境問題についての自覚と関心を高めるとともに広域的な監視・指導・情報交換体制づくりを行うことにより、公害の未然防止・拡大防止に努める。

② 水環境対策・身近な水質保全(ため池・河川・海域等の水質保全)

本町は、合併処理浄化槽の普及を図り生活排水の処理を行うことにより、ため池・河川・海域等公共水域の水質を保全する。

③ ゴミ処理対策

住民の理解と協力によりゴミの減量化・資源化を推進するとともに、ゴミの効率のよい収集方式の導入や有価資源の再利用等、収集処理体制の充実を図る種々の施策を実施しゴミ処理対策の改善を図る。

④ 省エネルギー対策

エネルギー需給の安定化と環境保全の見地から産業・町民生活は省エネルギーを基本とする必要がある。

このため、LED や太陽熱利用による照明灯・時計台などの設置、及び町民の省エネルギーへの理解を得るための施策を推進する。

4-4 景観計画

1. 景観形成の意義

(1) 景観計画とは

景観計画とは、地域が持つ良好な景観を保全、形成し、住みやすいまちづくりを進めていくために平成16年に制定された景観法第8条に基づく計画である。景観計画では、対象の区域を定め、景観形成の基本的な考え方を示した上で、一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものである。

また、本町においては平成31年3月に「新富町景観計画」の策定を行っている。

(2) 景観形成とは

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成される。

景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持、継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指す。

景観計画では、良好なまちなみ景観の保全はもとより、特に新しく創出するものについて、重点的に取り組みます。そのため、良好な景観の形成には、住民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいくことが必要となる。

(3) 景観計画の位置付け

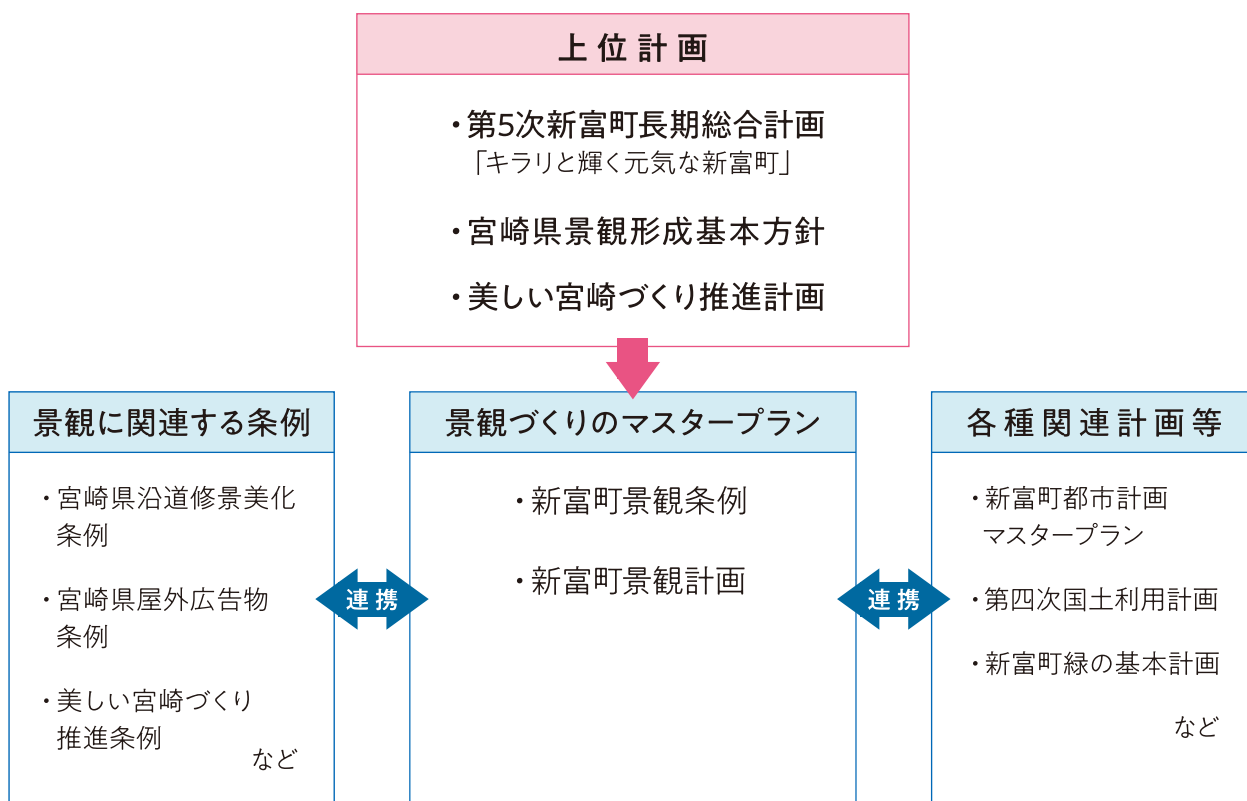


図 4-16 景観計画の位置付け

2. 景観計画の区域

景観計画の区域は、新富町全域とする。

3. 良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき新富の景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、目標とする新富の景観を実現していくため、本町の景観を構成している4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定める。

① まちなみ

多様な資源が織り成す新富固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努める。

市街地を複数の河川が流れ、その中に住宅地や商業地、工業地が形づくられており、本町固有のまちなみが形成されています。新富固有の景観資源を生かしながら、住民や来訪者にとって快適で集いたくなるようなにぎわいのあるまちなみ景観づくりを進める。

② 自然

本町には、国指定文化財の湯之宮座論梅や町指定文化財の春日の大銀杏、アカウミガメの産卵地となっている、大きく雄大な姿を湛える日向灘、市街地を一望することができる観音山公園、また一ツ瀬川、日置川、鬼付女川等の市街地を流れる河川と沿線に広がる田園など美しく変化に富んだ自然景観があります。これらの海、川等が織り成す良好な景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承していく。

③ 歴史、文化

時代を超えて守るべき景観の保全、育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育んでいく。

日本遺産にも登録された、町の北西部を中心に点在する国指定史跡の新田原古墳群や、新田八幡神社を中心に親しまれている新田神楽、湯之宮地区の風物詩として有名な湯之宮棒踊り、歌舞伎の見得に近い所作が含まれるなど芸術性の高い元禄坊主踊りなど、新富固有の歴史、文化にとって重要な景観要素となっている。これらの新富らしさを醸し出している歴史、文化を守りつつ、これらを核に新富らしい景観を育んでいく。

④ 協働

新富の景観における特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で景観づくりを推進する。

良好な景観は住民一人一人の日頃の働きかけの積み重ねで形成される。そのため、計画の実現に向けて、住民一人一人の景観づくりへの関心や意欲を醸成するとともに、景観づくりに寄与する活動への支援等により、住民、事業者、行政が協働となってより魅力ある景観づくりを目指す。



図 4-17 商店街のまちなみ



図 4-18 新田原古墳群

(2) 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本町の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定める。

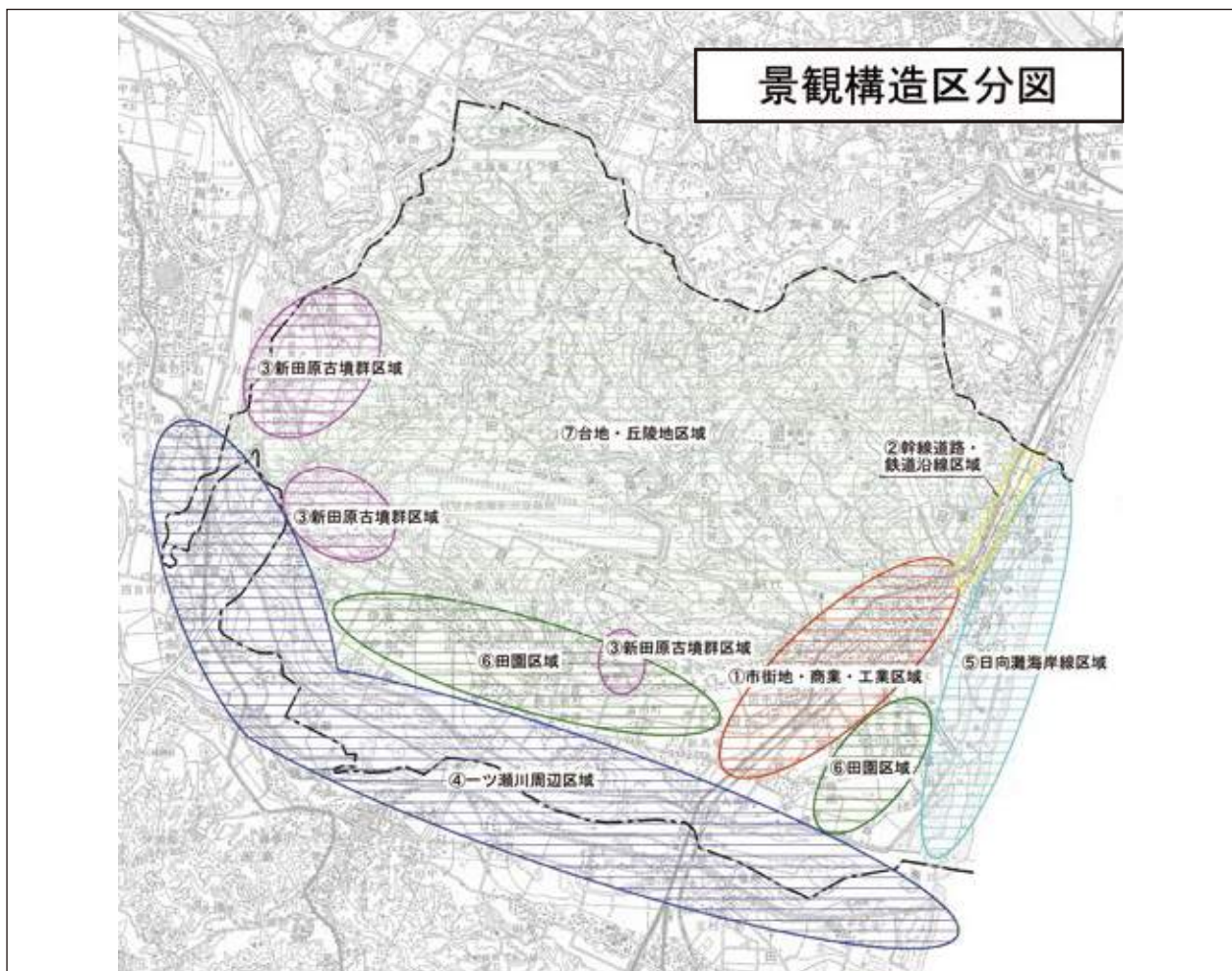


図 4-19 景観構造区分図

景観形成区域		景観形成方針
市街地景観	① 市街地・商業・工業区域	新富町の中心市街地として、活気や賑わいを感じられる市街地景観づくり
	② 幹線道路・鉄道沿線区域	地域ごとの美しい景観を連続的に眺めることができる動線として、まちなみ、山並みと調和した沿線景観づくり
自然景観	③ 新田原古墳群区域	日本遺産に登録されている、国指定史跡の新田原古墳群が位置しており、今後保全していく必要のある区域
	④ 一ツ瀬川周辺区域	河川と周辺の景観が一体となった魅力ある自然景観づくり
	⑤ 日向灘海岸線区域	県指定天然記念物であるアカウミガメの産卵地の保全や、富田浜入江北部にある富田浜プール園、富田漕艇場による交流の場となる海浜景観づくり
	⑥ 田園区域	うるおいや、やすらぎをもたらす田園景観、周辺の河川景観と調和した自然景観づくり
	⑦ 台地・丘陵区域	新田原古墳群や新田原基地および周辺の美しい景観と調和した自然景観づくり

4-5 市街地整備の方針

1. 市街地整備の基本方針

本町の中心市街地における市街地整備の基本方針を以下のように定める。

- 未利用地の利活用促進や適正な整備による生活環境の備わった安全で良好な住宅地の形成
- 適正な立地指導や建築指導による土地利用の純化や良好な市街地の形成
- 都市構造における拠点を形成し、生活の利便性とまちの活力を高める商業・業務機能の集約と高度利用の促進
- 定住の受け皿となる面的整備の促進
- 市街地の防災性を高める建替え促進や、市街地周辺農地の保全

2. 中心市街地の整備方針

るぴーモール虹ヶ丘商店街を中心に、さらなる商業機能の発展を図り、その他の地区については居住環境の保全を図るものとする。



図 4-20 るぴーモール虹ヶ丘商店街

3. その他市街地の方針

市街地内の低未利用地については、地区の状況、周辺環境、都市施設の整備状況などを考慮して、優先的に市街地整備を行うものとする。

また、都市計画区域内に点在する既存集落については、居住環境の保全を図りながら道路などの都市施設の改善を随時行っていくものとする。

4-6 都市防災の方針

「新富町地域防災計画」及び「新富町国土強靱化地域計画」に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修等を進めることにより、建築物の耐震化や不燃化などを図り、災害に強いまちづくりを推進する。特に、南海トラフ巨大地震や近年の豪雨災害の激甚化を考慮し、人命第一を基本に、避難を最優先としたソフト対策との連携により、ハード整備だけに頼らない防災・減災対策を推進する。

また、大規模自然災害による被災を免れることは不可避であることから、被災しても早期に復旧・復興に向けた環境・体制が整えられ、地域経済・社会が致命的なダメージを受けないよう、総合的な防災・減災のまちづくりを促進する。

1. 整備方針

(1) 地震・津波災害

地震・津波災害に強いまちづくりを推進し、防災関連施設の耐震性の確保、防災緑地空間の確保、地震土砂災害対策、地域住民への情報伝達体制の整備を図る。

なお、沿岸部の住民を守る拠点の一つとして、「横江地区複合型津波避難施設」、「五反田地区津波避難タワー」を建設することにより避難場所を確保するとともに、特定避難困難地域の解消を行った。



図 4-21 横江地区複合型津波避難施設



図 4-22 五反田地区津波避難タワー

(2) 豪雨・土砂災害

大雨や台風による浸水・土砂災害等の風水被害に対応するため、災害対策本部の設置基準や職員参集基準、災害発生時における情報収集体制、初動体制や住民に対する情報伝達体制の整備を図る。

なお、大雨や台風による浸水、洪水を緩和するために一ツ瀬川では堤防のかさ上げを行い、猿ヶ瀬川、鬼付女川では拡幅改修を行うことで、被害の軽減を図る。

(3) 都市防災

各種ハザードマップの周知・配布、ホームページや防災メール、ケーブルテレビ、同報系防災行政無線や防災ラジオ等、様々な媒体・手法を活用し、ハード・ソフト両面から災害関連情報の提供体制の充実・強化を図る。

また、住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時には住民による初期活動と行政機関の迅速、的確な対応の連携により被害が軽減されるまちづくりを図る。



図 4-23 津波ハザードマップ



図 4-24 地震ハザードマップ



図 4-25 洪水ハザードマップ

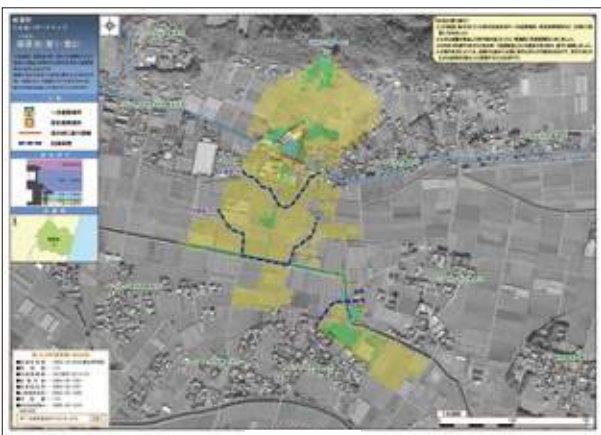


図 4-26 ため池ハザードマップ(塚原池)

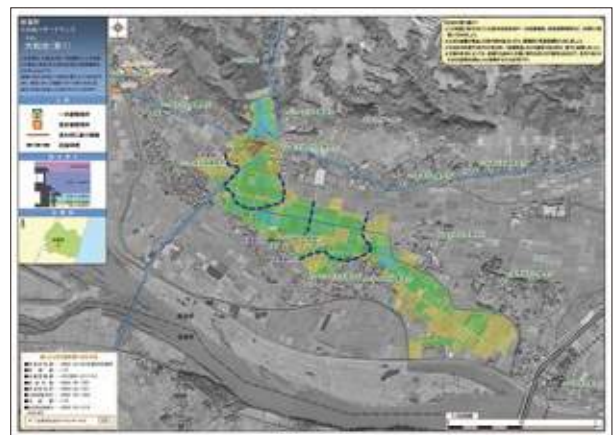


図 4-27 ため池ハザードマップ(大和池)

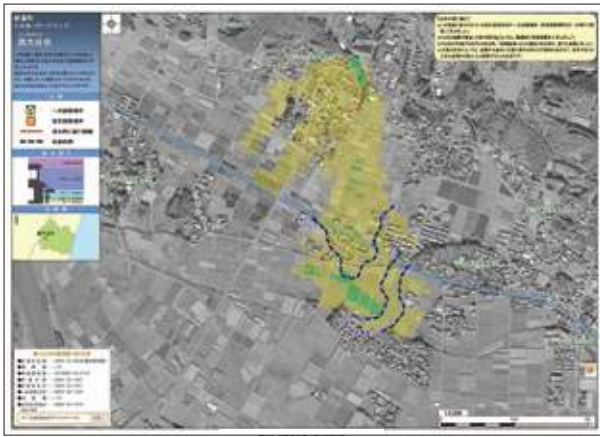


図 4-28 ため池ハザードマップ(西大谷池)

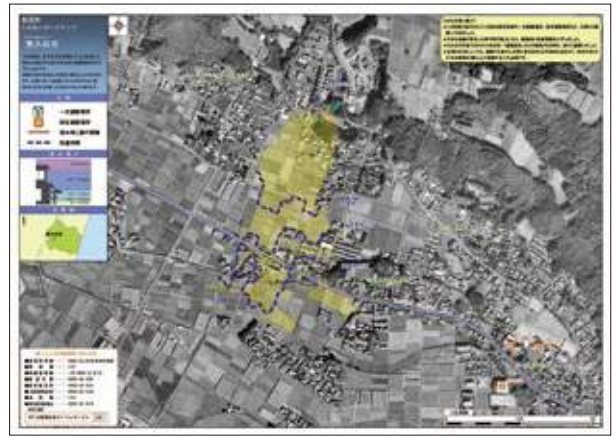


図 4-29 ため池ハザードマップ(東大谷池)

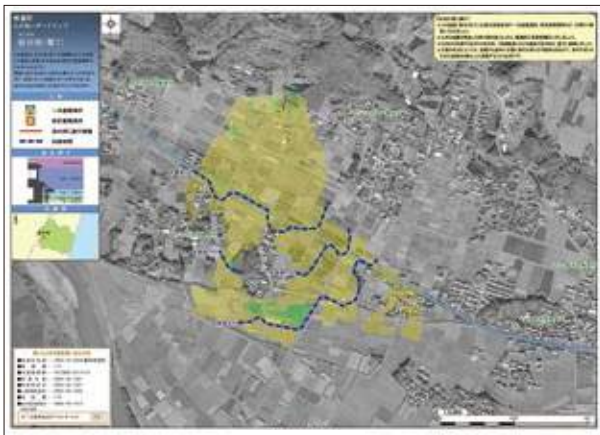


図 4-30 ため池ハザードマップ(谷川池)

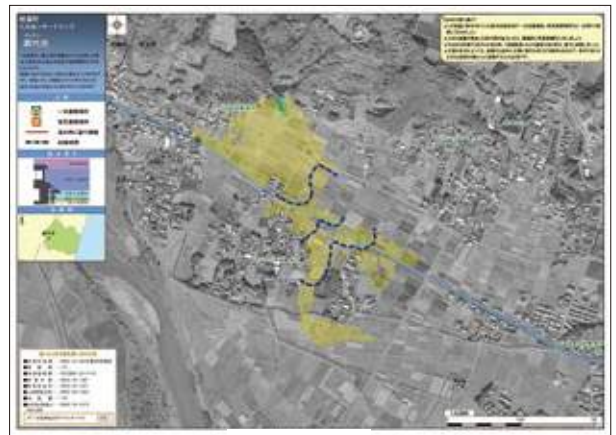


図 4-31 ため池ハザードマップ(銀代池)

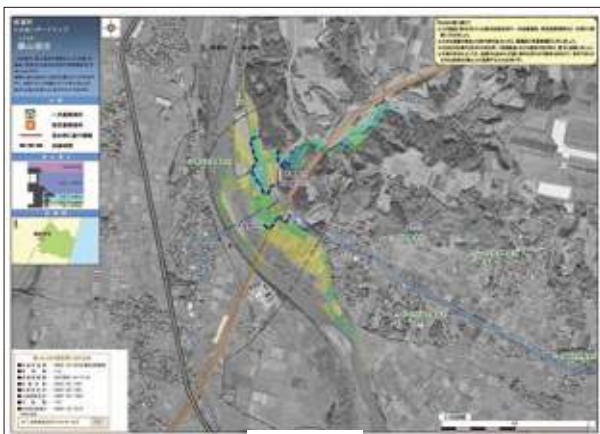


図 4-32 ため池ハザードマップ(藤山溜池)

4-7 まちづくり構想

新富町都市計画マスタープランで定めた土地利用や施設整備、自然環境等の保全の方針などを、視覚的かつ一体的に「まちづくり構想図」としてまとめる。

まちづくり構想図

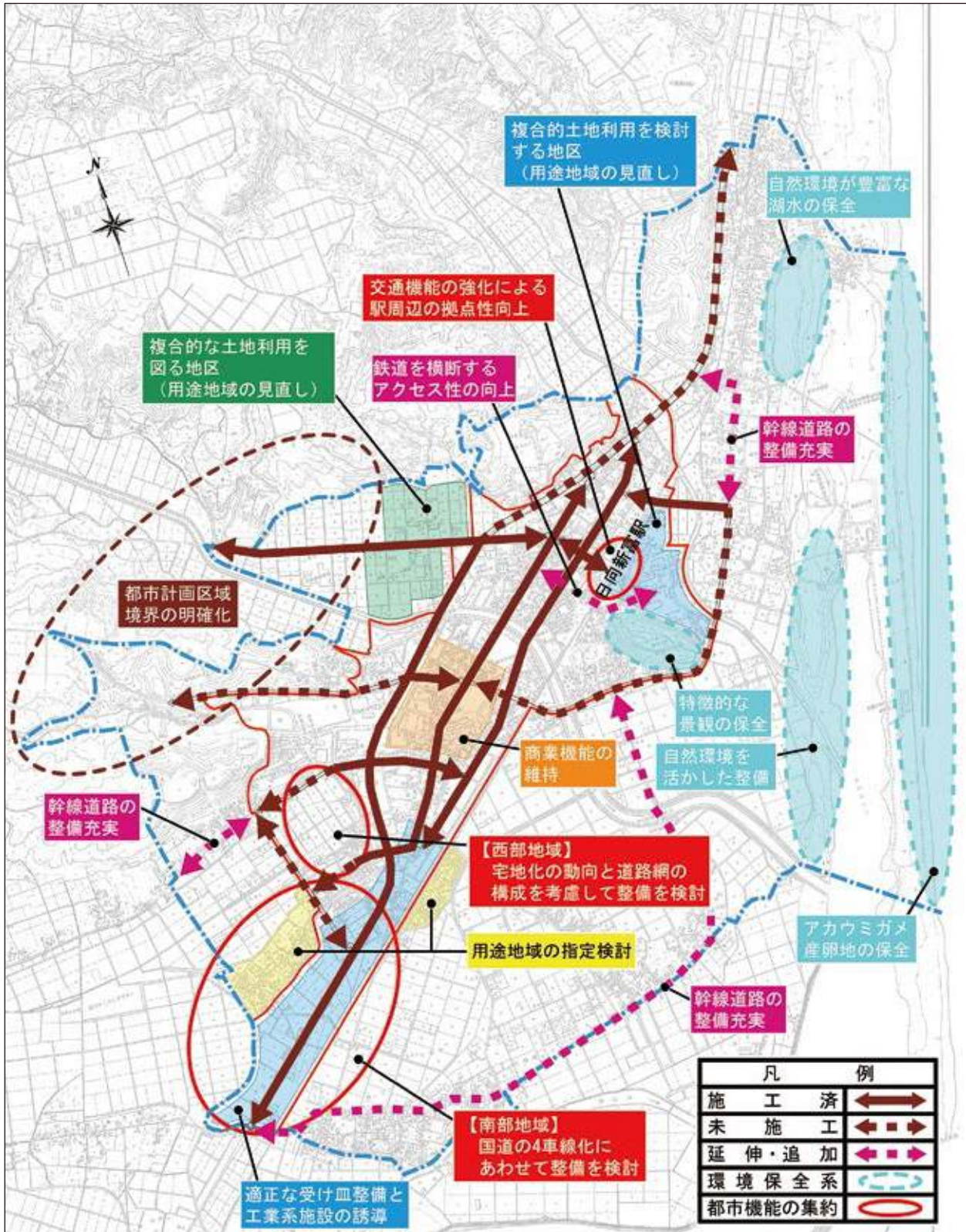


図 4-33 まちづくり構想図

參考資料

用語解説

【あ】

○ アメニティ

快適性のことをいいます。

○ ウォーターフロント

海、河川、湖沼などの水辺、水際をいいます。

【か】

○ 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は 0.25ha、誘致距離 250mを標準とします(旧児童公園)。

○ 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は 2ha、誘致距離 500mを標準とします。

○ 建築協定

建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するため、一定区域内の土地所有者等全員の合意により、その地域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準について、条例に基づき市長の許可を受けて締結される協定をいいます。住宅地の環境、商店街の利便性を維持増進する目的で定めるものです。

○ 公営住宅ストック総合活用計画

現在の町営住宅の状況や今後の役割などについて検討し、建替、改善、及び維持保全などの適切な整備の手法を選択することにより、より有効に活用するための長期的な計画のことです。

○ 交通結接機能

駅前広場や駐車場・駐輪場などのように、鉄道・バス・自転車などの異種の交通手段間をつなぐ機能をいいます。

○ コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や高齢化社会が進むなかにあっても、子供から高齢者まで安心して便利に暮らせる魅力あるまちづくりとして持続的に発展していくため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進することです。

【さ】

○ 社会基盤

住民が安心・安全で豊かな生活を営むために、社会が内包するリスクを軽減したり、利便性を追求したりして整備した仕組みのことです。インフラと呼ぶこともあります。

○ 住区基幹公園

主として歩いて行ける範囲の、居住者の安全、かつ健康的な生活環境、休養やレクリエーションの場として利用される公園をいいます。

○ 親水空間

河川、海岸、池、湖沼などの水辺の形態や規模を問わず、水を主題として意図的に水と楽しむことを主目的とした空間をいいます。

○ スプロール

市街化が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することで「アーバン・スプロール (urban sprawl)」ともいいます。

スプロールの弊害は、

- ① 道路や下水道が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災や環境上の問題を生じる。
- ② 市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。
- ③ 形成された低質な市街地をその後良好な環境に改変するには、社会的に困難が伴うだけでなく膨大な経費を要する。
などが挙げられます。

○ 総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一種です。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを基準として配置します。

○ 総合交通体系

地域における経済面、社会面、環境を考慮して、各種交通機関の全体的なバランスのとれた効率的なネットワークを構成することです。

【た】

○ 第二種騒音区域

自衛隊や在日米軍等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響により、その障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域です。

第二種区域指定の際に同区域内に現に所在する建物等の所有者が、その建物等を第二種区域の外に移転するか又は除却をする場合、移転又は除却により通常生ずべき損失を国から補償されます。

○ 中心市街地

商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地をいいます。

○ 都市計画区域

都市計画法に基づき、市又は人口、就業者数など一定の要件を満たす町村において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が指定する区域をいいます。

都市計画区域では、用途地域や道路、公園などの都市計画を定め、土地利用の適正な規制・誘導や都市計画事業等による都市施設の整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとしています。

○ 都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法によって定められた道路です。都市計画道路が定められると、その計画線内にかかる建築物や土地には一定の制限がかかり、みだりに建物を建てたり開発をすることができなくなりますが、その分計画的に道路の整備が可能となるだけでなく、街区の形成による災害に強い秩序ある都市づくりを図ることができます。

○都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2で規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想(総合計画等)や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、公聴会など住民意見を反映して方策を取り入れて策定します。策定後は計画の公表と知事への通知が義務付けられています。市町村の都市計画は、このマスタープランに即して進められることになります。

○土地区画整理事業

公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画形質を変更し、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業をいいます。

○トリップ

ある目的を持って起点から終点へ移動する際の、一方向の移動を表す概念をあらわします。

【な】

○ネットワーク

人、もの、情報のつながりをいいます。

【は】

○バリアフリー

高齢者や障害がある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することをいいます。

もともとは段差解消などのハード面(施設)の色彩が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいます。

○ベッドタウン

都市部へ通勤する者の住宅地を中心に発達した、都市周辺の郊外化した都市のことをいいます。

○ポテンシャル

潜在的な能力や機能のことをいいます。

【ま】

○緑の基本計画

平成6年6月の都市緑地保全法の改正により、従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合した緑の総合計画となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。その内容は区市町村が主体的に制定するもので、「都市計画区域マスタープラン」、「市町村マスタープラン」と整合がとれたものとします。

【や】

○ユニバーサルデザイン

高齢者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるようにデザインされた公共施設や建物、製品などを指し、バリアフリーをさらに進めた考え方です。ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザイン研究所の所長故ロン・メイス氏が提唱した「ユニバーサルデザインの7原則」により明確にされたもので、以下のとおりです。

- 1) 誰にでも便利で市場性に富む公平な利用ができること。
- 2) 各個人の多様な選択と能力に応じたフレキシビリティのある使用が可能なこと。
- 3) 経験・知識・言語能力や熟中度に関わらず、簡単で直感的な使用方法であること。
- 4) 周囲の状況や使用者の知覚能力に関わらず、必要な情報が効果的に知覚可能なこと。
- 5) 危険や不測の事態を最小限にとどめ、エラーに対する許容性を確保していること。
- 6) 効率的、かつ快適に利用でき、身体にかかる負担が少ないこと。
- 7) 体格・姿勢・可動性の如何に関わらず、接近・到達・操作・使用の際に適正な寸法・体系・空間が確保されていること。

○用途地域

都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系・商業系・工業系など 13 種類に区分して定めることとしています。

種 類	目 的
第一種低層住居専用地域	低層住宅専用地域として良好な住環境の保護又は保全を図る地域で、住宅のほか小中学校、図書館等は建築可能。
第二種低層住居専用地域	低層住宅専用地域として良好な住環境を保全しつつ、住民の利便性にも配慮して、床面積が 150 m ² 以内の店舗等は建築可能。
第一種中高層住居専用地域	中層住宅（3～5階建）を含む住宅地としての良好な住環境の保護又は保全を図る地域で、病院や大学、床面積が 500 m ² 以内の店舗等は建築可能。
第二種中高層住居専用地域	中層住宅（4階建以上）を含む住宅地としての良好な住環境の保護又は保全を図る地域で、病院や大学、床面積が 1,500 m ² 以内の店舗事務所等は建築可能。
第一種住居地域	既成市街地にあつて住環境を保護するための地域であり、大規模な店舗、事務所等の建築を制限する必要がある地域。
第二種住居地域	既成市街地にあつて、ある程度用途の混在を許容しつつ、主として住環境を保護する必要がある地域。
準住居地域	道路に面した地域で、自動車関連施設等の沿道にふさわしい業務施設の立地を許容しつつ、住環境を保護する地域。
田園住居地域	農地や農業関連施設などと調和した低層住宅の良好な住環境を守るための地域で、ビニールハウスなどの農産物、農業の生産資材の倉庫等のほか、500 m ² までの一定の地域で生産された農産物を販売する店舗等は建築可能。
近隣商業地域	近隣の住民が、日用品の買い物をする店舗やサービス業務を受けるための施設の立地を図る地域。
商業地域	都市の中心部等で、主として商業、業務及び娯楽等の施設の集中立地を図るべき地域。
準工業地域	主として環境の悪化をもたらす恐れがない工業の利便の増進を図る地域。
工業地域	主として工業の利便の増進を図る地域で、学校、病院、ホテル等の建築はできない。
工業専用地域	工業の利便の増進を図るための地域で、どんな工場でも建てられるが、住宅や店舗等は建築できない。

【ら】

○ 立地適正化計画(コンパクト・プラス・ネットワーク)

立地適正化計画は、人口減少や高齢化社会が進むなかにあっても、子供から高齢者まで安心して便利に暮らせる魅力あるまちづくりとして持続的に発展していくため、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や医療・福祉、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進する計画です。

【わ】

○ ワークショップ

共同作業や討論を通じて、課題発見、創造的な解決策や計画の考案、それらの評価などを行っていく住民参加の手法です。

参考図書

図 書 名 等	策 定 年 等
各年商業統計	平成 26年商業統計調査結果
各年工業統計	平成 24年工業統計調査結果 平成 29年工業統計調査結果
国勢調査	平成 22年国勢調査結果 平成 27年国勢調査結果
宮崎県河川国道事務所ホームページ	
宮崎県都市計画基礎調査	平成 30年 3月
新富町住民基本台帳	令和元年 10月 1日時点
日本の地域別将来推計人口	平成 30年 3月公表
新富町緑の基本計画	平成 25年 3月
新富町景観計画	平成 31年 3月
新富町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略	平成 28年 3月
新富町津波ハザードマップ	平成 26年 3月
新富町地震ハザードマップ	平成 30年 3月
新富町洪水ハザードマップ	平成 19年 2月
新富町ため池ハザードマップ	平成 26年 3月(東大谷池以外) 平成 30年 12月(東大谷池のみ)

新富町都市計画マスタープラン

令和2年1月

発行：新富町都市建設課

〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地

TEL 0983-33-6017 FAX 0983-33-4862

